

令和4年6月第125回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和4年 6月 8日（水）
○開会年月日 令和4年 6月 8日（水）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保健福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純 司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野良二 君 書 記 和氣啓介 君

○議事日程（第5号）

令和4年6月8日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 まで

午前 10 時 00 分 開会

○議長(菊地幸雄君) ただ今から、令和 4 年 6 月第 125 回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長、及び各課長・班長等の 19 名であります。

この際、本会議に説明員として出席される新任の方々を紹介いたします。

まず、山本勝利こども支援課長を紹介いたします。

○こども支援課長(山本勝利君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 山本勝利こども支援課長。

○こども支援課長(山本勝利君) 失礼いたします。4 月 1 日付の人事異動によりまして、こども支援課長を拝命いたしました山本勝利と申します。よろしくお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) 次に、上石由起恵保健福祉課課付課長を紹介いたします。

○保健福祉課課付課長(上石由起恵君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 上石由紀恵保健福祉課課付課長。

○保健福祉課課付課長(上石由起恵君) 失礼いたします。保健福祉課の上石と申します。保健センターと新型コロナ対策室の方を担当させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) 次に、大田陽市商工観光班長を紹介いたします。

○商工観光班長(大田陽市君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 大田陽市商工観光班長

○商工観光班長(大田陽市君) 失礼いたします。この度の人事異動で町並・地域振興課商工観光班長を拝命致しました。大田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) 次に、宮田哲郎危機管理班長を紹介いたします。

○危機管理班長(宮田哲郎君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 宮田哲郎危機管理班長

○危機管理班長(宮田哲郎君) おはようございます。4 月 1 日をもちまして、総務課危機管理班長の職を拝命いたしました。宮田哲郎と申します。至らぬ点多々あると思いますが、どうぞご指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(菊地幸雄君) 「日程第 1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会

議規則第119条の規定により、議長において、5番、久保美博議員、6番、森永和夫議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長(菊地幸雄君) 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る5月31日開催の議会運営委員会において協議され、本日から17日までの10日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から6月17日までの10日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第5号のとおりであります。

日程第3 議長諸般の報告

○議長(菊地幸雄君) 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承ください。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 招集あいさつ及び行政報告

○議長(菊地幸雄君) 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長(小野植正久君) 本日、ここに令和4年6月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告4件、議認3件、条例の一部改正3件、指定管理者の指定5件、物品購入契約1件、計画の変更1件、補正予算6件の合計23件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。さて、今年のゴールデンウィークは緊急事態宣言等の行動制限がなかったことや、天候にも恵まれたことで、県内は多くの観光客で賑わいました。町内でも、内子座の入館者数が1,902人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度と比較すると、約80%まで回復しています。オーベルジュ内子では、期間中の宿泊客が満室に近い状況であったことから、観光客数は回復傾向にあると思われます。このような中、国は、新型コロナウイルス感染症の陽性者数が減少傾向にあることから、今月1日より、1日当たりの入国者数を1万人から2万人に緩和し、10日からは訪日外国人観光客の受け入れを再開します。社会経済活動に軸足を移す動きが加速していますので、今後の外国人観光客増加に期待したいと思います。一方で、ロシアのウクライナ侵攻などにより、燃料費の高止まりや円安に伴う輸入物価が高騰し、国民生活や経済活動に影響が生じています。このため、

国は「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定し、対策を強化しています。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され、内子町へは9,637万4,000円の交付限度額が通知されました。愛媛県においても、市町との連携による地域の実情に応じた消費喚起策を行うと発表し、「えひめ消費活性化支援事業」の実施が見込まれています。本町では、これら国及び県の事業を活用しながら、物価高騰により影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図るため、プッシュ型で町民へ商品券を給付する事業を実施したいと考えています。また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についても支援措置が強化されていますので、速やかに対応してまいりたいと考えております。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目として6月補正予算の概要について、2つ目が内子龍王バイオマス発電施設について、3つ目が内子座落語まつりについて、4つ目が第59回全国広報公聴研究大会内子大会についてでございます。

それでは最初に、令和4年度6月補正予算の概要についてご報告いたします。6月補正予算につきましても、歳入歳出それぞれ7億1,112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億2,412万円といたしております。これは、前年度同期の予算額と比較し、6,593万5,000円の増額、率にして0.7%となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、主だったものといたしましては、内子高等学校小田分校小田寮について、次年度入寮生徒の部屋の不足が見込まれることから、新たな寮をリースにより新設するための債務負担行為を計上させていただいています。防災関係では、石畳小学校校舎耐震補強工事の設計が整いましたので、工事費を計上させていただいています。また、子育ての環境を整備するため、新川児童公園遊具更新や平岡児童公園トイレ改修のほか、老朽化しておりました龍王公園の藤棚を整備するための工事費を計上させていただいています。新型コロナウイルス感染症対策関係では、60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患のある方、重症化リスクの高い方を対象にした、4回目のワクチン接種に係る経費を計上させていただいています。そのほか、小公園整備に係る用地取得や小田深山遊歩道測量業務委託、がけ崩れ防災工事、町道、農林道整備工事などを実施し、その財源は、国県支出金や地方債などを充てながら、不足する部分については財政調整基金と公共施設整備基金、土地開発基金から1億1,767万3,000円を取り崩して充当することとしております。

次に、内子龍王バイオマス発電施設についてご報告いたします。町内で2か所目となる木質バイオマス発電所の開設について、4月26日、関係者が記者発表を行いました。内子龍王バイオマス発電所は、内藤鋼業、サイプレス・スナダヤ、竹中工務店、三洋貿易、大日本コンサルタンの5社の出資で設立された株式会社内子龍王バイオマスエネルギーが、龍王公園に隣接する民有地に整備します。また、発電時に発生した熱は、オーベルジュ内子とフィットネスクラブRyuoへ供給される予定です。官民連携による熱電併給システムにより、エネルギーを効率的に利用することが可能となりました。発電所は先月から工事に着手しており、10月の発電開始を予定しています。同施設では、一般家庭560世帯分の電気使用量に相当する約330キロワットを見込んでおり、四国電力へ全量売電されます。燃料には町内の間伐材や低質材で製造された

木質ペレットを使用します。今後は、木質ペレット製造に係る木材の安定供給が重要となりますが、十分な木材量を確保できる見込みです。木質バイオマスエネルギーは、森林資源を無駄なく活用し、その利益を林家に還元することで、森林の再生や木材産業の振興につながりますので、町におきましても除間伐の促進と木材安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、内子座落語まつりについてご報告いたします。内子座は、昭和58年から昭和60年まで3か年をかけて復原修復工事が行われ、その後、現在まで36年間にわたり、町民の文化の殿堂として様々な催しに使われてきました。この間、平成27年には重要文化財の指定を受け、その翌年には創建100周年を迎えるなど、現役の芝居小屋として充実した時を過ごしているところであります。しかしながら、昭和の修理から30年以上が経過し、屋根をはじめとして傷みが目立ってきておりますし、今後の活用にあたっては、耐震対策が不可欠な状況となっております。このような状況の中で、令和2年度から調査工事に着手し、保存修理に向けた準備を進めてまいりましたが、いよいよ来年度から耐震補強を含めた保存修理工事を実施することになりました。工事期間は、今のところ4年程度を見込んでおり、その間は利用を休止させていただくことになります。このため、工事に入る前に、町民の皆さまをはじめ、全国の内子座ファンの皆さまに楽しんでいただける事業を展開したいという思いから、南海放送株式会社様とともに「内子座落語まつり」を開催することといたしました。この催しは、今年9月23日から10月2日の2週にかけて開催し、6名の落語家の皆さんにそれぞれ内子座の舞台で独演会を開催していただくものです。公演順にご紹介しますと、笑福亭鶴瓶師匠、立川志らく師匠、桂南光師匠、春風亭昇太師匠、立川談春師匠、立川志の輔師匠にそれぞれご公演いただきます。これほどのメンバーが揃う機会はなかなかないものと自負しています。この機会に多くの方にご来場いただき、幸せな時間を過ごしていただければと思いますので、ぜひ内子座にお越しいただきたいと思います。

最後に、第59回全国広報広聴研究大会内子大会についてご報告いたします。第59回全国広報広聴研究大会内子大会が6月3日、内子座で開催され、北は北海道から、南は鹿児島県まで全国の自治体の広報関係者約200名が参加されました。議員の皆様にもご参加いただき感謝を申し上げます。皆様ご承知のとおり、令和2年度に内子町で開催を計画していた第57回大会は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となりましたが、その後、全国広報協会のご配慮とともに、関係機関のご協力により、今年度内子町で開催ができたものです。開催にあたりましては、大会運営に万全を期すため、参加者全員に抗原検査を実施するとともに、基本的な感染対策を徹底して実施いたしました。大会では、令和4年度全国広報コンクール入賞作品の表彰式が行われ、内子町は2021年12月号が広報紙町村部で、3年連続の入選1席を受賞。組み写真の部では、2021年1月号で掲載した小田川シクロクロスin内子2020が入選2席を受賞しました。午後には、「原点回帰、つながりが広報とまちの力に」をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、人と人とのつながりを大切にしながら広報活動に取り組む担当者の熱いトークが繰り広げられました。参加された方からは、「内子座の雰囲気良かった。」「内子町の心温まるおもてなしに感動した。」といったメッセージを数多くいただいたところです。この大会を通じて全国の広報担当者がつながることで、刺激を受け、広報活動が更にレベルアップすることを期待しております。以上、4件の事柄についてご報告申し上げます。全国的にウィズコロナの流れが加速している状況にあります。引き続き、感染対策を徹底したうえで各種事業に取り組みたいと考えて

おりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は6名であります。本日の質問者は4名として、あとの2名は7日におこないます。それでは、受付順に質問を許します。

最初に森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは、6月議会にあたり通告に従い質問を致します。その前に、2月24日から始まったロシアによるウクライナ侵攻は、いまだ収束の兆しが見えていません。人類は、歴史的にも、また、先の大戦でも、戦争が尊い人命を奪う悲惨なものなのか学んできたはずです。それでも、世界では戦争が絶えません。人間の愚かさを改めて感じています。一日も早くウクライナに平和が戻ることを願うものであります。それでは最初に、教育行政について林教育長に伺います。教育長には、議会事務局長として5年間大変お世話になりました。特に、私が議長として、また、県の町村議会議長会会長として、その職責を全うできましたのも、林局長をはじめ職員の皆さんのおかげと改めて感謝を申し上げます。今回、教育長として新天地での新たなスタートとなりますが、これまでの行政経験を活かし、手腕を発揮されることと期待をしているところであります。文部科学省のホームページの中に、中央教育審議会がまとめた、地方分権時代における教育委員会の在り方についてが掲載されています。それを見ますと、「教育行政を取り巻く環境は、様々な課題に直面しています。子どもたちの学ぶ意欲、道徳心・自律心、さらには体力の向上の問題。また、不登校児童生徒への対応や就業・就学・職業訓練のいずれもしていないニートと言われる若者への対応も喫緊の課題とされています。少子化が急速に進み我が国の社会構造に大きな変化を与える中、地方行政の中で子どもに対する教育を優先して充実していくことが求められている。」と書かれています。内子町のまちづくりの中でも子どもたちの教育は最優先課題と考えます。これまでにも、いじめの問題もありました。教育行政の難しさも目の当たりにしてきました。また、役員の選出に苦労されている自治会もあるようです。そのことが原因で自治会を離れた方もいることも耳にしています。学校教育課、自治・学習課それぞれに課題・問題点も多々あるかと思います。そこで、林教育長に伺います。教育長就任にあたり抱負と意気込みをお聞きいたします。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 森永議員の「教育長就任にあたり抱負、意気込みを伺う。」とのご質問に、お答えいたします。議員各位のご指導ご支援をいただき、おかげをもちまして、なんとか在職2か月が経過しました。この間、町内における各種団体の会議や行事、愛媛県教育長会議などに参加させていただき、様々な意見や情報を得ることができました。改めて教育現場を取り巻く環境の変化と厳しさを理解するとともに、その責任の大きさを痛感しております。初めに自治会制度についてですが、41全ての自治会において令和4年度からの10年間の地域づくり計画書を策定していただきました。新たな地域づくり計画書に沿った地域活動をそれぞれの自治会で展開していくことになります。しかしながら、先ほど議員も言われましたように、自治会の課題である、過疎化、高齢化等による人口減少、それに伴う自治会の担い手不足、後継者不足がこの2年間のコロナ禍により更に加速しております。内子町のまちづくり、地域づくりの屋台骨である自治会制度が大きく揺らいでいる状況です。自治・学習課と各自治センターは、今まで以上に自治会活動に対して積極的に関わっていくことが重要だと思います。また、御被自治会での成功事例もあるように、地域おこし協力隊の活用も考えていきたいと思っております。自治会の規模や状況に合わせ、自治会活動の見直しも必要となっています。これらを踏まえ、持続可能な自治会制度の再構築に向け、取り組んでいく所存です。

次に社会教育活動についても、この2年間、新型コロナウイルスの影響により、縮小あるいは中止を余儀なくされています。コロナ前の日常を取り戻すため、感染症対策を十分に行ったうえで、活動再開を教育委員会としてバックアップしてまいります。

次に学校教育ですが、内子の素晴らしい人・物・自然などの教育環境に根ざしたふるさと教育の推進を図り、「内子が好き。」「将来内子に戻って暮らしたい。」と言ってくれる子どもが育つように進めてまいります。今年度より、学校運営協議会を設置したコミュニティスクールが町内全ての小・中学校でスタートする予定です。地域の皆さんに積極的に学校経営に関わっていただくことにより、ふるさと教育を一層進展させていきます。また、「内子町教育大綱」に基づき、「社会を強くたくましく生きる力の養成」「社会貢献を実現する子どもたちの育成」「安全・安心で充実した教育環境の構築」「学校・家庭・地域が連携した教育の推進」「特別支援教育の充実」の5つの基本的方向性に沿った取組を確実に推進していきたいと考えています。これらの根底にあるのは、「子どもの命を守る。子どもの人権を守る。」という共通認識です。子どもを取り囲む環境や保護者の価値観が多様化し、学校や教育に対する考え方も幅がある中でも、先生方とこの共通認識を共有し、しっかりと子ども達に向き合い、安全・安心の学校を作ってまいります。内子町に住む一人一人が、内子町の未来と自分の将来への夢を膨らませ、内子町が推進する「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」の実現に近づけるよう取り組んでまいります。今後とも、議員各位のご指導ご支援をいただきますようお願い申し上げ、私の抱負とさせていただきます。よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） ありがとうございます。林教育長らしさを発揮していただきまして、教育行政に寄与されますよう期待を致します。

次に、新深山荘白紙撤回について伺います。この建設計画は、令和2年6月議会において、稲本前町長より、「コロナ過の影響を考え事業凍結する。」との報告がありました。そして、先の3月議会において、小野植町長より、「コロナ過の影響で観光業を取り巻く状況や価値観、趣味趣向の変容がありいったん立ち止まって小田深山全体の活用の在り方を考えるべきと判断し、また、議会における「新深山荘計画に対する決議」の趣旨を真摯に受け止め、白紙撤回する。」との報告がありました。内子町にとっての一大プロジェクトです。町民の皆さんの中にも、否定的な意見の方、一方で、この計画に参画し、期待をされていた方もおられました。確かに、コロナの影響はいろんなところであると思います。しかし、今、日本中でアフターコロナ、ウィズコロナを見据えた取り組みがなされようとしています。町長は、観光を取り巻く環境や人々の価値観・趣味趣向の変容を言われますが、これまで行きたいところにも行けない、友人との飲食も制限されるなど窮屈な生活を余儀なくされた方がアフターコロナにどんな行動をとるのか、もしかしたら、小田深山のような自然を求める人が増加する可能性もあるかもしれません。このような分析がなされたとも思えません。観光業界は、アフターコロナを見据えた国や県の施策に期待を寄せています。5月のゴールデンウィークには昨年の1.6倍の人出で賑わったそうです。私は、この計画には当初から無理があると疑問を持っていましたが、前町長、そして当時の小野植副町長が、小田の振興には欠かせないと強力に推進されてきた一大プロジェクトを凍結や白紙撤回する必要性があったのか。どうしても理解できないので、今回この件について質問を致します。まず、この計画が白紙撤回されたのは、コロナの影響もあったと思います。議会の決議もあったかもしれない。私は、他にもあったのではないかと推察します。それは、一つには、初めから計画に無理があったのではないか。二つ目には、これが一番重要なポイントですが、町民の皆さんの声、この計画に対し否定的な声が町長の耳にも届いたのではないか。この2つが白紙撤回の理由ではないかと考えますが、いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今の森永議員のご質問にお答えをさせていただきます。新深山荘建設計画につきましては、新深山荘基本計画策定協議会や、運営支援協議会において、町民の方々や専門家のご意見をお伺いしたうえで、検討・協議を深め、経営戦略を立て、それに基づき設計したもので、十分に経営が成り立つものと考えておりました。事業規模につきましても、令和元年8月29日に開催しました「小田深山から広げる内子のまちづくりフォーラム」等において、住民の皆様から賛成、反対のご意見があったことは十分承知をしておりますが、他の木造公共施設と比較しても妥当なものであったと考えております。しかしながら、計画策定時には全く想定していなかった新型コロナウイルス感染症拡大という状況になり、世界的な規模で人々の価値観の変化や観光施設に求められるニーズも多岐に渡り細分化される状況となりました。多大な予算を投じる施設整備につきましては、指定管理者による長期的な運営の見通しが不透明な状況のな

か、一旦立ち止まり、再検討する必要があると判断し、令和元年12月議会における「新深山荘計画に対する決議」の趣旨を真摯に受け止めたうえで、慎重に検討を重ねた結果、事業凍結とさせて頂き、町長の判断として事業中止を決定したものでございます。事業の白紙撤回につきましては、町民の皆様の声を聞いたうえで、慎重に検討した結果でございますので、ご理解をいただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 今、町長の答弁の中で最後に町民の声を十分聞いた上でということですが、それは反対の声を聞いた上でということでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） これについてはですね、賛成もありますし、反対の意見もございました。賛成の方から申し上げますと、今までそこに古くなっておりましたけれども、深山荘がございました。それをですね、老朽化しているということで取り壊しを行って、新たな深山荘を建てようということで、これは3町建設計画にも載っていてですね、それに基づいてどういう建物を建てようかというようなことでですね、委員会もつくり、また議会の方でもですね、場所、同じところではございませんが、少し移動しましたけれども土地の取得をし、計画を作りですね、その方向で進んでおりました。そういう中でですね、当然、いろんな町民の皆さんからのご意見、また、委員会でのご意見、様々なご意見もいただきながら、賛成の意見もございますが反対の意見も当然ございました。それは例えばですね、当然、建設費がですね、かなり高くなる。4億弱ですかね、そういうふうな金額にもなりました。あと運営についてのですね心配、そういったもののご意見もいただきました。いろんな意見をですね、その場、その場でいただいて参りました。そういう状況の中で、コロナ禍ということが出て参りました。当然、旧の状態であれば、推進をしていたかと思えますけれども、そういう状況に新たな展開になったということで、再度、当然、今まで関わっていただいた方々にもですね、ご意見も再度いただきながら、最終判断をしたということでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 結局は、今の答弁聞いておりますと、賛成意見よりも反対意見が多かったということも一つの理由だと理解します。そして、町長、このコロナの影響で観光業を取り巻く状況とか人の価値観、趣味趣向も変容したと言われますが、どのように変容したと思われているのか。私いろいろと調べてみますとですね、官公庁あたりの関連団体名等の調査の資料だと思いますが、自然豊かなところに行きたいという人がアフターコロナを見据えてですね、言う人が多いんですよ。ということは、私は最初から否定的な立場でしたけども、やっぱ何をするにも反対賛成があるわけですから、あれほど前町長、今の現町長が強力に先ほど言いましたけど推進してきたものを私は本当に信念があるのなら、別に白紙撤回しなくても建設すれば、お客さん殺到す

る可能性もあると思いますよね。どのように変容したのか、町長どう思われているのか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） キャンプ場あたりもですね、その後、深山でのいろんな状況を見ておりますと、一般的にも言われておりますけれども、自然回帰ということですね、非常にキャンプあたりのニーズがですね、増えてきているというそういう状況だというふうに思っております。そういう状況でありますとか、また今まではですね、新深山荘を計画する中では、研修棟辺りも計画をしておりましたので、それぞれ関連するところでありまして、またそれぞれの企業さんですね、そういったところにも利用の促進とかですね、そういうこともお願いもしながら、少しでも活用してくださいねということでのお願いも行ってきました。ただですね、そういう全体的なそういった世の中の変化によってですね、そういう動きがですね、やっぱり制限をされる或いは先細りの状況ではないかというふうに私も判断をいたしましてですね、もっとやっぱり自然を生かす、使っていく、そういうような、例えばキャンプですとかそういう類になりますけれども、そういう方向がコロナ禍のあとはですね、いいのではないかと。実際そういうところで、全国でもいろんなキャンプ場とかそういう方向に今流れておりますけれども、そういう方向で整備した方が今後においてはですね、より良いのではないかとというふうに判断をしまして、変更させていただいたということでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 私の考えと少しずれがあるようですけども、次の質問に入ります。

町長は、この件について、先の3月議会で、「計画から実施設計までの一連の過程において、議会をはじめ計画策定に携わっていただいた関係者の方々、多くの町民の方々にご心配をおかけしたことを心からお詫びを申し上げます。」と言われてましたが、私は、大事なことが欠けていると考えています。それは、この計画に対して、今までにコンサル料、設計料併せて3,700万円の税金が無駄になったことに対する言及が一言もありません。この責任をどう考えておられるのか、無駄になった3,700万円に対し、町民の皆さんに謝罪のメッセージを出されるべきと考えますが、ご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えします。新深山荘建設の基本計画策定委託業務及び、実施設計委託業務の成果品を活かせなかったことについては、大変申し訳ないと考えております。新型コロナウイルス感染症も収束の見通しが立たない状況のなか、直面する様々な行政課題に優先的に対応していく必要もあり、苦渋の決断でございました。町民の皆様に対しましては、町ホームページを通してお詫びのメッセージを出させて頂いておりますが、令和4年度においては、実施設計業務の財源として充当しておりました、農山漁村振興交付金につきまして、所

管する中国四国農政局との間で、交付金返還について協議を進めたいと考えており、その事務的協議が終了し、手続きのスケジュールが決定しました段階で、改めてお詫びのメッセージを出させて頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 私いつも言っておりますけども、税金の重さというものをしっかりと受けとめていただいて、EBPM根拠に基づく政策立案の徹底をお願いしたいと思います。

次に、町長は、「キャンプ等のアウトドア体験が可能な簡易な必要最小限の施設整備を基本とした計画の見直しにしたい。」と言われていますが、簡易な施設とはどのようなものを想定されているのか、伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 森永議員のご質問にお答えします。建設予定地の活用につきましては、今後の施設運営面での課題や観光トレンドの変化を踏まえ、小田深山来訪者に対しての利便性・安全性確保の観点から、現在の立地を生かせる必要最小限の施設整備の在り方について、住民の皆さまや関係団体のご意見を伺いながら検討を進めたいと考えております。近年のアウトドアブームにおいては、少人数で静かに楽しむスタイルが好まれる傾向があることから、静かな渓谷沿いの環境ならではのキャンプ等のニーズも十分見込まれるものと考えております。小田深山渓谷ならではの体験ニーズを捉え、魅力を発信できる施設整備について、優先されるものから段階的に進めてまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 先日、ある方からお聞きしたんですけども、小田深山に行かれた方からなんですが、休憩場所があったらいい。ちょっとした軽食お茶飲める場所があったらいいといった声を聞いています。ということは、元の深山荘に代わる施設があればいいということですが、そういった計画が当然あるのかなと思いますが、いかがでしょう。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 現在建設用地はですね、秋の紅葉シーズンなど非常に混む場合はですね、駐車場として利用しておりますけれどもその際、トイレも手洗い場もですね、仮設となっており、大変ご不便をおかけしております。将来的にキャンプサイトとして整備する場合、想定した場合でも、トイレとか水回り、こういったものが必要となってくると思います。また議員言われますように休憩所ですね、こういったものもあれば、非常に来訪者の方、そこで自然を体感していただけるのではないかなというふうに思っておりますので、こういったものを、何が必要かということをまだ具体的な検討をこれから始めるところでございますけれども、そういったも

のも視野に入れながら、町民の皆さんのご意見もお伺いながら進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 先ほど町長もキャンプ場のことを言われました。今も所長の方からキャンプ場のこと言われますが、キャンプ場もですね、前、私全協のときも申し上げましたけども、例えばホテルのようなグランピングというものがあれば、トイレも何もないところで1人でキャンプを楽しむ人などいろいろですね。そして、小田深山に来られるのは、キャンプを目的にこられる人だけではなく、これまでと同じように、夏の新緑や秋の紅葉を楽しみに来られる方もいらっしゃると思います。そのことも視野に入れて、みんなが楽しめる憩いの場所、素晴らしい場所にしていきたいということを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、森家の活用について伺います。森家を購入したのは、令和2年度でした。令和2年12月16日に提出された、森家住宅についての付帯決議の内容を改めて見てみますと、「町民が納得できる事業計画を早急に策定することや、地域経済の活性化につなげるための活用計画とすること、森家事業が地域経済活性化の柱となり、より文化的な歴史まちづくりに取り組むこと。この決議を最大限尊重し、状況・対応等を遅延なく議会に報告すること」という内容になっています。残念ながらこの付帯決議は賛成6、反対8で否決されました。私は、当時議長でしたから採決には加わることはできませんでした。しかし、否決されたとはいえ、町民が納得できる事業計画の策定や地域経済活性化の柱となり、より文化的な歴史まちづくりに取り組むことは当然、行政とも共有しているものと考えます。しかし、いまだに具体的な活用計画が示されていません。本来であれば、まちづくりにおける位置づけや必要性、目指すべき姿など基本構想を策定の上購入し、すみやかに基本計画を策定するのが順番ですが、まず購入ありきで進められてきました。そのことに対し、有志議員から先ほどの付帯決議が出されたと理解しています。そこで伺います。令和2年の全協での説明資料にある「実施設計・工事等スケジュール（案）」では、令和2年度に買い上げ、活用方法、配置等基本構想策定、令和3年度には試験活用・詳細協議、令和4年度からは、順次実施設計となっています。この事業は、町民の皆さん、特に、地元商店街、自治会の皆さんも関心をもっておられます。早く具体的な活用計画を示すべきと考えますが、現在の進捗状況を伺います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 旧森家住宅の活用につきましては、歴史的風致維持向上計画推進協議会の下に設けた「森家」活用検討ワーキンググループを中心に、ワークショップや見学会を開催するとともに、アンケート調査などを通じて、住民や来訪者の意見集約に努めてまいりました。令和2年にはそれらの成果をもとに活用方針を5つの柱にまとめたところです。令和3年度は、この方針のもと試験的な活用や協議を重ね、実施設計に向けて活用案をまとめる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、会合やイベントの開催ができなかつ

たこともあり、令和4年度の実施設計に必要な補助申請を見送りました。その後、感染の状況を見ながら、数度の公開イベントや地元自治会役員等との協議を重ねてまいりましたが、新たな意見や要望も出されており、現在はそれらの対応も含めて検討と調整を継続しているところでございます。今後も引き続き対話を重ね、速やかに実施設計に入れるよう取り組みたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 私思うのは、大切なのは地域の住民の皆さんと一体となり、町の魅力向上につなげる活用を私すべきと考えております。住民の皆さんとの協議、今の答弁では、いろいろとこれまでもされてきたということですが、5月30日に森家活用検討委員会が開催されましたが、その時に、地元の方からはどんな意見が出たのか、一部ご紹介いただけたらと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 5月30日のワーキングでは様々なご意見をいただきました。特に自治会関係の方からは、森家を自治会館、分館としても活用させて欲しいというご意見がございました。あと、アンケート調査を自治会独自にとられておりまして、それのご紹介もありまして、肯定的な意見もある中で厳しい意見もあるということ、そういうご意見もいただいたところでございます。それらも含めまして事務局としても気づかされたと思う点多々ありましたし、今後の進め方についてご意見をいただいたものと考えております。今後はこれまで以上に、情報の共有に努め、よりわかりやすい形で案を提示して、議論を進めていきたいと考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） この件については令和2年の11月の全協で、いろいろと説明を私たちも受けてきました。その中にはですね、歴史まちづくり交流拠点とか、多様な交流拠点とか、町屋再生活用バンクを組織し、森家をその拠点とするとかですね、大学との連携拠点とするとか、いろんな大変な拠点の数を言われておりますが、それらも今の地元の声も聞きながら整理していただいて、誤りのない、内子町にとって本当に素晴らしいものになるように頑張っていただきたいと思います。あえて言えば、さっきも言いましたけども、やっぱり根拠に基づく政策立案の大切さをしっかりと実行していただきたいと思います。

それでは次に、SDGsについて伺います。このSDGs、持続可能な開発目標という言葉が最近よく耳にします。町民の皆さんの中には言葉は聞いたことはあるがどんなものなのか、自分たちに関係があるのか、まちづくりとどう関係するのかなど、いまいちSDGsについてわからないといった声もあるように感じます。そこで、SDGsについて町民の皆さんにも理解していただけるよう、SDGsとまちづくりについて、基本的なことを伺います。私は、「このままでは地球を次世代に受けつぐことはできない。」「何とかしなければ。」という危機感のもと、「よりよ

い未来をつくるために、世界が同じ目標に向かって取り組もう」というのがSDGsの17のゴールと169のターゲットで、キーワードは、「世界を変革する」、そして、「誰一人取り残さない」と理解しています。日本での取り組みを見ますと、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、積極的にSDGsの達成に向けて取り組んでいます。平成28年12月に策定した持続可能な開発目標SDGs実施指針の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進しています。地方創生は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。その地方創生をSDGsの目標と関連付け推進しようということです。このSDGsを原動力とした地方創生を推進することで、内子町が直面する少子高齢化や人口減少、低迷する地方経済などの課題の解決に繋がるものと考えます。そこで伺います。国は、各自治体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励していますが、内子町の総合計画にはSDGsの要素が反映されているとは思えません。私たちの課の仕事の中に、SDGsの17の目標を振り分け貼り付けていますが、私には取って付けたような後付けの感が否めません。SDGsをまちづくりの理念・戦略に組み込むことが、地方創生をさらに推進することに繋がると考えますが、このSDGsとまちづくりの関係について町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 森永議員のご質問にお答えします。総合計画におけるSDGsの目標振り分けについて、後付け感が否めないのご指摘ですが、職員が、SDGsの推進を念頭に置きながら各事業に取り組むことは大切であり、SDGs学習会等を行いながら、総合計画後期計画を策定したものでございます。内子町では、地域の歴史や文化を保存継承するとともに、棚田や石垣、水田などの美しい景観と農村の暮らしを守りながら、持続的に発展するまちづくりを推進しており、総合計画に掲げる町の将来像「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」のコンセプトは、SDGsの理念と合致していると考えています。具体的な取組についても、ローテンブルク市との市民・町民レベルでの国際交流は、SDGsが掲げる目標4の「質の高い教育」に通じ、エコロジータウン内子の、ごみの減量や環境教育の推進、バイオマスの利用促進等の取組は、目標7の再生可能エネルギーに、また、自治会制度による、住民と行政との協働は、目標11の持続可能なまちに通じています。このように、内子町では平成27年に国連サミットでSDGsが採択されるずっと以前から、SDGsの理念に合致する取り組みを実施してきたと考えています。SDGsをまちづくりの理念・戦略に組み込むことが、地方創生をさらに推進することに繋がるとのお考えは、まったくそのとおりでございます。今後も内子らしいまちづくりをしっかりと推進していく中で、SDGsの目標達成に寄与して参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 町長の胸にはSDGsバッジをつけておられます。SDGsに取り組んでいるということをアピールされてるんだろと思いますが、今の答弁を聞きましてもですね、私が気になるのは、どこの町もの総合計画まちづくりの中でですね、関連付けようと思えばすべてSDGsに関連付けられるんです。例えば私の、普段何気ない生活の中でも、例えばマイバック持っていくとか、いろんな節約するというのも考えてみたらSDGsに合致する考え方と行動なんです。私が今購読している地方議会人という議員研修誌がありますが、こんなこと言っています。間違っても、すでに取り組んでいる事例を持ち出し、どこかの目標に当てはめ、あたかも自分たちはSDGsに取り組んでいるとの自己満足に陥らないことというのをどっかの大学の先生かなんかが書いておりましたけども、私今の内子町の取り組みを見るとどうしても、こういったことなのかなと感じるんです。私はぜひですね、町長の主導のもとでですね、しっかりとこのSDGsに取り組んでいただきたいという思いでこれ質問をするわけですけども。再質問ちょっとさせてもらいますが、これまで、30年の6月議会でしたか、同僚議員のSDGs未来都市へ応募されたかという質問に対して、残念ながら書面審査を通過することができませんでした。次年度も公募されるようであれば、再応募を検討したいと思ってございますという答弁がありますが、その後、応募されたのか、また今後応募される予定はあるのか、お聞きします。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） SDGs未来都市応募の関係でございますけれども、一度申請をいたしまして採択されなかった後、再度応募は行っておりません。また今後も今のところ行う予定はない状況でございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 総合計画を見てもですね、最後の方に、私達の課の仕事に掲げた施策が、SDGsのどの目標に影響するのか考え、SDGsのアイコンを示したということが書かれています。これがまさにですね、私が先ほど言った自分たちが取り組んでいることに対して関連付けたというようなことになるのかなというふうにもとることができるのかなと思うんですが、ぜひですね、町長の指導力のもとしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。SDGsの目標3は、「健康と福祉」、4は、「質の高い教育」、そして、13・14・15は、「環境問題」、11には、「住み続けられるまちづくりを」があります。国の8つの優先課題を見ても、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康長寿の達成」、「再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、環境の保全」、「平和と安全・安心社会の実現」など、どれを見ても内子町が目指すべき目標が網羅されています。また、基本計画にある「ミライ・プラン1の住みたい人をよべるまち」から「ミライ・プラン12

の小田のミライ」まで素晴らしい内容となっていると私は評価しています。これらをSDGsを用いてその取り組みを整理することで、SDGsの理念に沿ったまちづくりに繋がるものと考えますが、町長のご所見を伺います。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 森永議員のご質問に答弁させていただきます。総合計画後期計画の「ミライ・プラン」は、「基本方針」及び「主な取組」で構成いたしており、主な取組には、その取り組みを担当する部署を合わせて明示しております。そして、これらの主な取り組みは、計画の後半にある「私たちの課の仕事」の中で、具体的な計画事業として詳細を記載しており、ここにSDGsの目標を示しているところです。また、総合計画の43ページから45ページにかけて、私たちの課の仕事とミライ・プランの関連も示してございますので、ミライ・プランは私たちの課の仕事として具体的な事業に整理する中で、SDGsと関連付けているものでございます。しかし、SDGsとの関連付けだけでは十分でないと考えております。SDGsを推進するためには、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない地域を目指す」このことを、職員一人一人が念頭に置きながら各事業を工夫しながら推進することが大切でありますので、今後も継続的にSDGs学習会などを開催し、習熟度を高めながら推進してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） SDGsの取り組みについてですね、いろいろご答弁いただきましたけれども、すべて私否定するわけじゃないんです。ぜひ取り組んでいただきたいという思いで質問してるんですけども。もう一つ言えばですね、後期計画策定メンバー、それぞれのミライごとに策定メンバー、選定されて協議されて、でき上がっています。そのメンバーの中からもですね、このミライの部分を作るにあたっては、SDGsの協議がなかったというような話も聞いています。そういったことで先ほどから私、きついですけれども、貼り付けたんじゃないのかということ言ってるわけなんです。そして、SDGs、本気に私取り組むために一つ二つ提案したいと思うんですけども、総合計画にSDGsの理念をしっかりと掲げ改定をする。そして、行政、町民、事業者等と一体となった取り組みの仕組みを作る。そして役場内にですね、先ほど班長言われましたけれども、SDGsのプロジェクトチームを作って、本気でSDGsに内子に取り組むことを具体的に協議をしていただきたいと思います。いかがでしょう。総合計画は置いとして、改訂版としてそのSDGsを中心にしたものに改定するというようなことは、それについてはどうでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 第二期内子町総合計画は、令和2年度から5ヵ年計画で策定をさせていただいております。もうすでに中間の年となっております。併せて今後は、第三期、

内子町総合計画の検討も行って参らなければならない時期に入ってこようかと思っておりますので、現計画の改定は行わず、今度第3期の総合計画において、SDG sの内容を深掘りしたものをですね、策定をしていきたいというふうに努めていきたいと思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） もちろん第3期の総合計画にSDG sを盛り込むというのは、私このSDG sの最終年度が2030年ですよね。そうすると第三期の前期計画が終わる5年がちょうど2029年ですよね。それは当然、やっていただきたいと思いますが、私が今言う改定をというのはですね、別に総合計画は置いて、今はわかりやすくSDG sの取り組みを書き入れたものという意味なんで、検討していただけたらと思います。このSDG sに関連をして、ESD、持続可能な開発のための教育というのがありますが、内子町での取り組みは、どうなってるのか、教育委員会の方、ご答弁をいただきたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 学校教育の現場では、今、森永議員言われたようなESD、持続可能な開発のための教育というのを行っております。これはどのようなことかといいますと、目標を達成するための方法を示しているものでございまして、持続可能な社会のづくり手を育成する、ESDは、持続可能な開発目標を達成するために、不可欠なものであるというふうに思っております。要は、質の高い教育の実現に貢献するものというふうに考えております。やはりSDG sとESDは密接に関係しておるというふうに認識をしまして、例えば、ESDで目指していることというのは、例えば、持続可能な社会づくりを構成する視点を軸にして、教員、生徒が持続可能な社会づくりに関わる課題を見出します。それらの解決に必要な能力だとか、態度を身につけるということを目指しております。ESDを効果的に活用するためには、やはりESDの実践を学校教育の経営方針などに位置付けて、実践していく必要もあるのではないかとこのように考えております。その中でですね、例えば、取り組みの一例なんです、身近な環境について学習を深めてごみの分別やエネルギー問題を考える。また、ペットボトルキャップまたアルミ缶の回収などで、環境に対する学習をはかってみたい、防災教育について言えば、災害発生時の対策の仕方なんかも学ぶことも大事なことでと考えております。あとですね中学生とかになりますと、やはりどう言ったらいいんでしょうかね、体験学習の一環で、廃油石鹸を作ったりだとか、落ち葉を利用した腐葉土づくり、それらを活かした環境美化活動なども推進してるところでございまして。なのでこれ今後ともこれらの活動をですね、学校教育としても推進して参りたいと考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） このSDG sですけども、ご存知のように内子町内には、すばらしいエキスパートがいらっしゃいます。そういった人材を活用して、他にない内子らしさを前面に出し

た取り組みが期待できると考えますが、その点についてはそういったお考えはないのかどうか、お聞きます。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） エキスパートの存在というのは十分私たちも認識をしておりますのでその方に、SDGs、2015年の国連採択から本当に瞬時に内子町への提案をいただいて、過去、町民を巻き込んだ、ワークショップ2回、それは四国地方規模の研修会も実施をさせていただいて、我々も学びを深めてきたところでございます。今後において先ほど、推進体制も、ある程度きちっとする必要があるんじゃないかというようなこともおっしゃられましたので、プロジェクトチームではなくって、推進本部として、町長先頭に、まずは組織をする中で、総合計画の推進につきましては、基本構想、基本計画の下に実施計画っていうのがありますので、それはすなわち、毎年の予算でどう総合計画の理念を実現していくか。あわせて、ESDにSDGsの理念開発達成に向けて、どのような効果があるのか、しっかり検証しながら、当然、その専門家のご意見も十分にいただきながら、内子で取り組めるSDGsを推進して参りたいというふうに考えています。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） ありがとうございます。できればですね、町長、今後、予算の審議とか、そういった中で、個別の事業でSDGsに関連することがあれば、そういったことも含めてご説明をいただければと思いますのでよろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩をします。午前11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。よろしくお願いします。

5月末の知事会見で、令和3年度の愛媛県への移住者数の公表がありました。過去最多の4,910人。前年比プラス2,450人と倍以上で、移住者数の内訳は、20代と30代の占める割合が54.3%。東京圏と大阪圏からの移住が43.5%と、大都市圏の若年層を中心に移住先としての愛媛県の魅力がじわじわと浸透しつつあるのではないかとわれ、県と市町の移住相談窓口、移住フェアなどで受け付けた相談件数も過去最多の5,166件。全国各地の移住相談

窓口のある東京のふるさと回帰支援センターがまとめた2021年の移住希望地ランキングでは、セミナーの参加者アンケートで、愛媛県は全国2位の評価を受けており、これまでの取り組みの成果が着実にあらわれているのではないかと、知事が言われました。西条市のホームページには、2022年版、住みたい田舎ベストランキング、西条市が、若者世代、単身者部門で全国第1位に、3年連続の1位達成というページがあり、内容は、株式会社宝島社が発行する田舎暮らしの本の2020年版、住みたい田舎ベストランキングにおいて、若者世代単身者部門で3年連続の全国1位を獲得しましたと書かれております。今年度の移住者の約8割を若者子育て世代が占める元気なまち西条市、コロナ禍においてもインターネットの効力を十分に活用したオンライン相談や若い起業家の支援にも注力し、若い世代の活力がさらに若者を呼ぶという好循環を生んでいる西条市が日本一移住に熱い町として、注目を集めていますと書かれており、愛媛県への移住者が増えても、松山や西条、東予の方ですかね、やはり残念ながら、内子は、蚊帳の外なのかなというのを思っていました。知事会見の続きですが、県の人口は、出生死亡といった自然増減を含め、毎年1万人以上のペースで減少、地域社会の持続可能性を高めるためには、若年者の転出抑制、県出身学生のUターンの促進に加え、移住施策のさらなる強化が不可欠であり、4月には、名称も新たにした愛媛地域活力創造センターを移住促進や交流人口の拡大など、喫緊の課題に軸足を置いた実践的な組織に再編するなど、現在取り組みの強化を図っております。特に人口減少の状況が厳しい南予地域における対策として、移住者数の倍増を目指して、昨年度、専属の移住マネージャーを南予地域に設置し、支援体制を強化したほか、先月には、県と南予の5市町、宇和島、八幡浜、大洲、西予、内子がタッグを組み、豊かな自然や歴史文化など、子育てにやさしい暮らしができる優位性を生かした子育て移住に取り組む組織を立ち上げて、移住促進プロモーションを展開すると発表がありました。子どもの就学や進学、就職といった節目が異動の選択肢の一つ一つではないかと考え、子どもの数を増やすことが、人口減少対策に繋がり、過疎対策にも繋がるのではないかとという観点から、学校の統廃合について質問していきたいと思います。町のホームページの人の動きのページからの引用ですが、2022年3月末の人口は、1万5,621人、世帯数は7,041世帯、2017年3月が1万7,034人、7,189世帯、2012年3月が1万8,460人、7,295世帯と、10年で2,839人、254世帯が減っております。人口の減少のわりに、世帯数の減少が少なく、生産年齢人口と言われる15歳から65歳の中でも、とりわけ40代以下の流出が多いのではないかと考えられます。子育て世代や若者の減少は、現在、数年後の子どもの数の減少に繋がり、今後の小・中学校の統廃合を検討する必要があるのではないかと思います。議会での石畳へき地保育園の閉鎖の説明の中で、保育というのは、一定の人数の中で行うものと答弁がありましたが、学校教育も一定の人数の中で行うべきではないかと考えられます。石畳へき地保育園の閉鎖では、地域住民とは、以前の話し合いで基準を決めたが、現在の保護者は知らなかったなどの問題があったことから、基準を明らかにすることが必要ではないかと思うのですが、考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 城戸議員の「統廃合の基準を明確にする必要があるのではないか」のご質問にお答えします。現在の学校統廃合の基本方針は、平成22年3月に出されております「内子町教育改革懇談会」による学校統廃合の答申となります。答申の中では、「子どもにとってどうか」という視点を基本とし、方針は「極端な少人数学級は解消すべきである」としております。小・中学校の統廃合については特に子どもの数を明記したものではありませんが、この答申が基本となります。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 私もですね町のホームページの広報うちこのバックナンバーの方からこのことは確認させていただきました。2010年5月号の広報うちこに、内子町教育改革懇談会の学校統廃合についての答申として、1ページぐらいですかね、あったと思います。そこでですね、極端な少人数とあるのですが、文部科学省が出しております。公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き、少子化対策、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、よりなんですがこれは、平成27年1月27日に出されてあるものがあります。そこにですね、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという、学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいものと考えられますとあります。で、法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに12学級以上、18学級以下が標準とされています。で、この標準は特別の事情があるときにはこの限りではないと書かれておりますが、現在の内子の中の小学校、中学校で12学級を保っている学校というものは存在するのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 12学級を保っている小学校、内子小学校ということになるのかと思います。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 内子小学校はぎりぎり12学級ですか、ひと学年2学級あるのかなとは思いますが、他の学校がそれなら基準を下回ってるんですけど、統廃合についてというのは、今後どういうふうに、計画をしていくかちょっと伺います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 今現在ですけども、城戸議員言われたような、一定規模の数という話があるんですけども、それぞれ地域によって多少そこら辺は変わってくることがございます。例えば、学校統廃合につきましては、すごくやはりデリケートな問題がございますので、柔軟な発想だとか住民の意見、また保護者の思いとか、そういうものも酌んでいく必要があるのかなというふうに考えております。でですね、今、次の質問にもちょっとお答えしようと思ったこ

ともあるんですけども、今現在の教育大綱の中で、次の学校の適正規模だとかその配置について、触れておりますので、その機会でもた新たに基準が示されるといいですか、というふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 最初の方に答えていただいた内子町教育改革懇談会の時の答申の方にですね、学校統廃合の具体的方策として、具体的な統廃合案（１）石畳小学校を内子小学校に統合。

（２）御祓小学校を天神小学校に統合。（３）参川及び田渡小学校を小田小学校に統合。（４）参川幼稚園を小田幼稚園に統合。で、これの実施時期がですね、平成26年3月末まで、ただし、参川、田渡、小田小学校の統廃合は施設整備計画と合わせて行う。また参川、小田幼稚園の統廃合は、小学校と同年度とするというふうに、書かれております。ここで（１）の石畳小学校以外には実施されているのではないかと考えるのですが、この時の懇談会で答申で方針として、示された具体的な案ですが、これで石畳が統合されていないというのはどういった事情でしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 石畳小学校についてです。議員言われるように答申後、地元と、教育委員会とで石畳小学校の統廃合については、随分協議をしてきました。やはり答申の中にですね言われるように、統廃合の実施時期だとか、準備期間の考慮など記載されております。その中に、今後想定外の児童数の増加が生じた場合、また地域の理解が得られない場合は、統廃合の延期ないし、中止するということが謳われております。ということでございまして、石畳の場合は、地元との協議の中で理解が得られず、現在に至っているということでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 地元の合意が得られずとも言われましたが、石畳地域今、非常に頑張っており、人を増やそうとしているのでそういったところも考えて今後も検討していただけるのかなと考えております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。先月ですかね、ニュースを見ているとですね、福井県の学校統廃合のニュースが取り上げられておりまして、地域の高齢者は、学校がなくなると、過疎化が進んでいく一方だという意見があり、もう一方ではですね、保護者が教育環境などを考えると早く統合して欲しいといった真逆の意見が上がっておりました。町内の保護者からも、地域の人たちは困るというが、統合して欲しいであったり、校区外の学校を選択してできるようにして欲しいといった意見を聞きます。年代によって意見に差異があるように思いますが、先ほど言われた地域懇談会などでですね、幅広い意見を集めて検討しているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 城戸議員の「統廃合の際に幅広く意見を集めて検討しているのか」のご質問にお答えします。平成22年3月に統廃合を答申されました校区におきましては、答申前に地域の方の意見を聞くことが大切であるとし、各地区で開催された学校統廃合についての地域説明会・意見交換会に内子町教育改革懇談会の全ての委員が参加して、地域と学校との関係、統合することによる地域への影響、学校の耐震化問題、統合した場合の通学の問題など多くの意見を聴取し、学校統廃合における最終答申を行う上での参考としております。また、答申後においても、教育委員会としては、統廃合に関する児童の事前交流や諸行事、通学手段など、子どもの負担にならないよう方策を講じたり、保護者や住民の理解を得るため、話し合いを十分に行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 地域での意見交換会などというのがありましたが、その場でですね、地域の方がやはり過疎化が進むのはということで統廃合反対という中、保護者とかがですね、賛成意見ですかね、統廃合に対するっていうのは出しにくいと思います。そういったやはり、実際の保護者の意見を聞くとですね、ちょっと先ほどお答えいただいてないんですが、地域外の学校に通うというのも選択肢の一つとして、選ぶことにより、その学校がですね、統廃合が早まってしまう、通う子どもの数が少なくなってしまうという意見もあるかもしれませんが、逆に考えると、選ばれる可能性もあるわけですね。内子町の町内に住んでいる通わせている子どもを石畳に通わせたいと。同僚議員の質問に対する教育長の答で、コミュニティスクールによりっていうのもあったと思います。そのコミュニティスクールの選定協議会により、そこに賛同したら通わせたいという保護者が出てきた場合ですね、通わせることっていうのはやはりできないんでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 城戸議員ご指摘の校区外通学のことでございます。一応、校区外通学ではですね、内子町立学校校区に関する規定というのを作っております、そこでまずは校区を定めております。ただし、教育委員会に申し出て校区外通学も可能ということになっております。その一つの承認基準といたしまして、もうこれホームページに載せておりますけれども、まず、転居による場合、次に、家庭の事情による場合、3つ目が、教育的配慮による場合となっております。その中でですね、今言われたコミュニティスクールの中で、例えば、小さい学校ではなく大きい学校に通わせたいとかっていう意見がもし出るかもしれません。ただ、その場合ですね、一応教育委員会の定例会の中で、審議していくという形になろうかと思いますが、過去においてですね、大きな学校で学ばせたいということを理由で、校区外通学を認めたケースは、ないと認識しております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） ちょっと知り合いの事例になるんですけど、勤め先が大瀬、大瀬在住の方がですね、子どもを内子小学校に通わせたいと。だから内子に家を建てるといった選択を取った方がおります。で、そう考えるとですね、校区外通学ができると、その大瀬地域から世帯が出て行くことはなかったというふうになり、地域の過疎化というのを抑えていけるのではないかなと思うので、今後の検討課題ではないのかなというのがあります。そういった感じで転居することには地域がどんどん過疎化していく。それが選択し、子どもを通わせることができれば、自分たちは車で通勤などができるからその地域にとどまることもできるといった選択肢も出てくるのではないかなと思います。今、内子町のホームページでですね、昨日のところに上がったうちこんかいのサイトですかね。そこを見てみますと、オンライン移住相談会窓口を開設しましたとあります。そこで、内子のよさなどを田舎暮らしに関心がある方などとかって書いてありますが、動画なんかもあるんですがね、田舎暮らしに憧れてというのは、大体そういうところを体験すると思うんですよ。石畳地域であつたりで、そういう方が移住してきたけど、不便だとやはり長続きがしない。次が続かないということになってしまうんじゃないかと。西条市が選ばれるというのは、ちょうどいい田舎感ですね。買い物するのにも不便ではない。石畳地域など住んでいただくのであればですね、道を整備するなどして内子までの通う時間、買い物に行く時間が少なくて済むといったところも、定住対策、そして子どもが増えてくることにより、学校存続、地域存続に繋がるのではないかなと思うので、今後いろいろな方面から子どもを増やすことを考えてもらえればと思います。

それでは、ちょっと最後に移らせていただきます。このまま、子どもの数が減った場合ですね。旧内子町、旧五十崎町、旧小田町にそれぞれ1校ずつ残るようになるのか、それとも最終的には、どこかの1校に統合するようになっていくのかというのを今後の町の申し送り事項、町長が変わっても引き続きその方針でしていただくというようなことですね、ちょっと一つ、発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 城戸議員の「統廃合による将来の学校の数」のご質問にお答えします。内子町では、地域の実情に応じた、教育・文化振興に関する総合的な施策の大綱「教育大綱」を定めており、令和2年度に、第2次大綱として改訂しております。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画について策定しております。この大綱では、実施すべき教育上の方策について大きな柱としております「5つの主な取り組みに」について記載しておりまして、その取り組みの一つ、安全・安心で充実した教育環境の構築では、ここでは幼・小・中学校の適正規模、適正配置等の構築を行うため、保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら調査・検討するとしており、今後協議の中で、将来あるべき学校の数、考え方が示されると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 今後示されるということで令和6年までに何らかの答えが伺えるのではないかとと思いますが、学校のことだけじゃなく、地域のことも考えてですね、柔軟なそして校区外通学などの対応により地域存続、学校存続ができるのであれば、選択肢の一つとして、様々な方向から、そして学校教育課だけではなく、住民の方とかですね、そういったところの方から様々な方向から、今後検討していただきたいと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。6月議会にあたり、質問通告書に基づき、質問させていただきます。コロナ対策として、なるべく手短に行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。2月24日から、連日テレビ、新聞、SNS等で、賑わせているロシアによるウクライナ侵攻は、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序も根幹から揺るがしかねない、極めて深刻な事態であると考えます。私自身、そのことで、連日憤りを感じながら生活しております。その上、このことにより、世界経済にも深刻な打撃を与えております。その影響は、日本においても我々の生活にも、かなりの苦痛を強いられております。また、円安の影響もあって、物の値上げが止まりません。燃料、電気、ガス、食料品また、農業資材、肥料の原料もロシアが主要国ということで、全農も肥料を6月からそれまでの価格の最大で94%を値上げしたとのことでございます。新型コロナウイルス感染症によって経済が停滞し、コロナ、ロシア、円安により、日本経済もトリプルパンチで、生活者の日常を脅かされております。愛媛新聞には、食品1万点以上の値上げと載っておりました。それもどれも、10%を超え、天井が見えないような状態でございます。そのため、国はこの国会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充分で、その手当をしようと補正予算が組まれて、先月17日に国会を通過しました。その予算の使途については、各自治体の判断に委ねられておりますが、概ね水道、ガス、電気などの公共料金の抑制、生活困窮者支援、子育て支援、建設費、原材料高騰による請負価格の適正化、給食費の値上げ抑制、地域交通支援、地域産業の支援、物流コストの支援、産業代替農産物支援等々、多岐にわたっておりますが、その新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分について、先ほど、町長のご挨拶の中にもあったと思うのですけれども、改めて内子町での配分金はいくらになっているのか、またどのような形で、使われようとしているのかをまずお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 向井議員のご質問にお答えさせていただきます。コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかにできるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されました。内子町の交付限度額については9,637万4,000円となっております。交付金の使途についてでございますが、町内の登録店舗等で使用できる商品券を住民に給付する「内子町生活応援商品券給付事業」を検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 答弁ありがとうございます。ただいまのところ、それ一つっていうことでございましょうか。あと、ある中で、ただいま、それを一つ計画しておるということでございましょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 現在のところ、先ほど答弁させていただきました、生活応援商品券給付事業、これ一本で考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） また、文科省の方からは、地方創生臨時交付金を利用して保護者負担増を抑えることが可能だとする、事務連絡が発出されていると聞いておりますけれども、その中で、物価高騰の影響で、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるをえない状況も考えられると指摘。自治体の判断で、臨時交付金を活用して、高騰する食材費の増額分の費用を支援することで、保護者の負担を増やさないようにすることが可能と説明しておられるみたいですが、内子町では給食費の値上げする予定がなくて、この地方創生臨時交付金を使わなくてもいいってことでこの計画の中に入っていないってことでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 現在のところ給食費の値上げは考えておりません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 電気代の値上げも伴っておりまして、給食費にも関係するとは思いますが

けれども、地元の水道組合の方から、電気代が相当値上がりしてですね、水道料金が約1.5倍に跳ね上がりそうだとということで、何とかならんかなってということで相談を受けました。公共料金の抑制ということも臨時交付金に使えるということで、お示ししていただいておりますけれども、そこら辺どうでしょうか。水道料金の値上げとかいうことに繋がっているような流れはないでしょうか。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 上水道につきましては、値上げすることはございません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 町直営の上下水道については値上げしないということでございますけど、小さな小部落でやっております簡易水道等がですねちょっと苦しい状態でありますので、また、そのことを訴えさせていただいてですね、またご相談にまた後日伺いますので、乗っていただきたいなと思いますけど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、林道の管理についてお尋ねをいたします。昨年度のウッドショックに引き続き、ロシア産材の禁輸による日本の木材不足が相当深刻になり、木材も値上がりしております、それとともに、便座などの材料も不足しております、家が建たない状況という流れも生まれてきております。小麦などの農産物も入ってこない、木材もということになると、日本も本格的に足元を見つめ直して自給自足に舵をとり直さないといけな時代になってきたのかなと感じる次第でございます。そのことは、国の方でも感じておられるようで、森林に関する法律がここに来ていくつか整備されました。改正木材利用促進法、森林経営管理法の施行、森林環境譲与税の導入など国産材のこれらの施策で国産材の需要が伸びている現状でございます。国産材使用促進策では、様々な施策も打たれており、輸入コストや保管品の補助、使用料に応じて一部手当、材料変更による設計変更補助など、森林国産材を取り巻く環境は、どんどん変化して行っております。また、これからはますます変化していきだろと感じております。今まで放置していた山林にも価値が増してくるのは間違いないと思われます。また、森林管理者も増えてくると考えられます。それには、山に行くまでの林道の必要性が同時に高まってくると考えられますが、自分自身何本か林道を走ってみますと、草が生い茂り、倒木で走りにくい路線がありました。そこで、林道の管理はどうなっているのかなと思い、1年に1度の草刈も高齢化で大変になり、町で少し援助してもらえないものかと相談がございました。内子町における林道の本数と総延長、またそれぞれの林道の管理がどういう状態になっているのかをお尋ねいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 向井議員のご質問にお答えをいたします。林道の本数と総延長、またそれぞれの林道の管理状況についての質問ですが、内子町には、林道台帳登載路線が131路線あります。総延長は約268kmになります。林道の維持管理については、地元をお願いを

しておるところですが、地震や台風などによる災害が発生した場合には、町の方で復旧することとしております。また、重機による路面の整備、崩土撤去、砂利敷きなどを行う場合には、地元受益者管理組合に対して補助制度がありますのでご利用をいただいているところでございます。また小田地区の大規模林道である緑資源幹線林道小田・池川線については、側溝や集水樹の土砂除去など町で維持管理を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 相談を受けた事柄は、年に一度草刈が大変になったから援助していただけないかというご相談を受けた次第でございまして、とりあえず一般質問の中でこれを取り組んでみようかなということで今、果たしていただいております。内子町林道等維持管理費、事業費補助金交付要綱の中に確かに、草刈のことはないんですけれども、草刈も大事な林道の管理事業に入ってくるんじゃないかなと思うんですけれども、逆にですね、なぜ草刈がこの交付要綱の中に入っていないのかをお聞かせ願ったらと思います。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 林道を開設するときの条件といいますか、そういう中で、例えば用地は無償で提供しますよと。それから林道を作った後の維持管理は、地元でお願いするということのようなことを基本に林道が開設してございます。それで、先ほども申しましたように、重機を使ったような災害復旧等につきましては、町で対応することになりますが、草刈等につきましてはもう地元の方をお願いしているというような状況でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほど131路線の26.8km、結構かなりのこっから高松行くよりもはるかに遠い距離になってようかと思えますけれども、そこで131路線の中で、管理組合ができていてる路線が何本あるんでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 地元管理組合ができていてる路線が74路線ございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 大体半分の路線が管理者がいらないということでございます。林道といえどもですね、これから本当に山の値打ちも上がってくるんじゃないかなと。今までよりはいい状況に向くんんじゃないかなということが考えられるんですけれども、大きな例えば災害があつてちょうど県道が土砂災害で通れなくなった時に、林道を利用するようなこともあると、想定はできますので、林道の管理についても砂利敷きや溝上げは、助成されるような形になっておりますけど、

草刈もですね、大変な大事な管理だと思うんです。この金額としては材料費支給というような形になっておろうかと、大体そういうことになってると思うんですけども、草刈といえぱですね、燃料代ぐらいかなと思うんですけど。町長、この交付要綱の中の補助対象に草刈っていうのも入れていただくわけにはいかんでしょうかね。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 林道もですね、当然維持管理をしていかなければならないということで、先ほど来申し上げましたようにですね、町の方からでも土砂上げてありますとかね、路面の整備でありますとか、そういうものについては、かなりの部分を町の負担で補助で実施されてるというような状況であるというふうに思います。ただですね、今、議員さんも言われましたように、山の値段も今少し上向いてきております。どうかまだ管理組合ができていないところについてもですね、そういう状況であればみんなでちょっと集まってくれよというようなことでぜひ管理組合を作っていただいてですね、いろんな取り組みもしていただく。その中で、草刈もですね、一緒にやっていこうというようなことで、またその呼びかけもしていただいてですね、やっていただいたらというふうに思っております。これも相当な総延長になりますしですね、先ほどの林道の性格づけみたいなものもございしますのでね、ちょっとそれについてはですね、草刈についての補助の方がちょっと対応できかねるという状況でございします。よろしくお願いします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 現在のところそういう答弁でございまして、なかなか草刈は難しいのかなと思うんですけど、大事な森林を守るための林道でございしますので、もう一步踏み込んだ形での考えをですね、お聞きしたかったのが本音ではございますけど、ただいまのところそういう答弁でございしますので、次の質問に入らせていただきます。

最後になります。約6年前だったと思うんですけども、「保育園落ちた日本死ね」と題した匿名のブログが話題になりました。皆様の記憶にもあると思いますが、保育所不足が叫ばれていた頃の話です。4月中旬頃に自分の携帯にもメールが届きました。「放課後児童クラブ落ちた。」そのあと「日本死ね」はさすがに書いてはございませんでしたけれども、「何とかありませんかね。」との文面でございました。以前に、このことについては、一般質問にて、そのことを取り上げた経緯もあり、相談されたのだらうと思いますが、先ほどから訴えています通り、物価高に加え、賃金も上がらない中、共稼ぎを余儀なくされ、今の子育ては本当に大変なんだろうと考えております。そこで、内子町の令和4年度放課後児童クラブの利用者数、及び申し込み数を教えていただきたいと思います。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のご質問にお答えいたします。令和4年度の放課後児童クラブの利用者数及び申し込みの状況についてでございますが、まず放課後児童クラブは、

現在内子児童館と五十崎児童館の施設を利用してそれぞれ実施しております。内子児童館で実施している内子放課後児童クラブは内子小学校の児童を、五十崎児童館で実施しております五十崎放課後児童クラブでは、五十崎小学校と天神小学校の児童をそれぞれお預かりしております。1つ目のご質問の利用者数でございますが、令和4年4月1日現在の利用者数は、内子放課後児童クラブが32名、五十崎放課後児童クラブが35名の利用者数となっております。次に申し込み状況についてです。こちらと同じく令和4年4月1日現在の申込者数になります。まず内子放課後児童クラブが49名、五十崎放課後児童クラブが40名の申し込みの状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 続きまして、五十崎児童クラブにおける、天神側と五十崎側の今利用されている人数割合はいかがでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のご質問にお答えいたします。先ほどのご質問に答弁させていただきましたが、五十崎放課後児童クラブは35名の利用児童があります。ご質問の五十崎放課後児童クラブを利用されている児童のうち天神側、天神小学校の児童のクラブ利用児童数でございますが25名でございます。天神小学校の児童の占める割合が約71%という状況にあります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） なぜ2番目の質問で、五十崎と天神側との利用者数を聞いたかというのと、以前、天神側の方の親御さんから、こちらにも放課後児童クラブ設置して欲しいという要望があって、それで一般質問させていただいたんだと思うんですけども、今、天神側の新興住宅といいますか、たくさん立ち並んでおりまして、子どもさんも多分、相当いるんだろうなと思います。でも、今現在でも、そういう意味で、天神側にはぜひ作って欲しいなということで、また再度要望させていただいたらと思うんですけども。ちょっとびっくりしたのはですね、本当にメールを受けたときには僕は送ってこられたお母さんともう1人落ちたみたいなことを言われとったんで、五十崎児童館の方のお母さんだと思うんですけども。この数字を聞くと、定員をオーバーして受け入れて、もうなお、20人ぐらい入れてないっていう状態でございますけど、これを何とか解消せんといけんのじゃないでしょうかね。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） 先ほど答弁させていただきました通り、内子放課後児童クラブでは17名、五十崎放課後児童クラブが5名、合計20名を超える待機児童が発生をしている

状況でございます。これは４月１日現在でございますが、そういう状況にあります。待機児童につきましては、年々増加傾向にあるというふうに今とらえておりますが、今後子どもの児童のですね、減少や保護者の就労状況等によりまして、人数が変動することが推測されるところも一部でございます。今年４月の申し込みの状況というのは、真摯に受けとめましてですね、来年４月からの放課後児童クラブのあり方について、協議、待機児童の解消に向けた取り組みを現在進めておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○４番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○４番（向井一富君） 最後にしますけれども、小野植町長の公約も１丁目１番地が子育て支援という言葉で始まっとったんじゃないかなと考えております。またこども支援課という特化した課もできておりますので、こういう待機児童がおるようなことはちょっと信じられないなと思うんで、しっかりと対応していただきたいと思うんです。とにかく天神側には、どうしてもやっぱ別々に欲しいなと思うんですけど、町長どうでしょうかね。そこら辺のお考え。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 放課後児童クラブにですね申し込んだんだけど、入れないという状態が起きております。本当にご迷惑をおかけしているなというふうに思っております。そういうことから先ほど担当の方が言いましたようにですね、来年の４月からはですね、そういう状況が起きないようにということで、結構これも対応、大変なことがあるんですけども、場所でありますとか、あるいは人的なものでありますとか、そういうところありますけれども、その準備を現在しているところであります。何とかですね４月からは、そのような状況が起きないようにですね、また今言われました天神側についてもですね、できるだけご要望に沿えるように、今準備をしているところでございます。以上でございます。

○４番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○４番（向井一富君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 次に、下野安彦議員の発言を許します。

○１２番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○１２番（下野安彦君） 関東では梅雨に入ったということですが、内子町は昨日、今日と晴天が続いておりますが、五十崎の大久喜地区では、町の方で整備された田んぼの用水路が小田川の伏流水を利用して延々と流れておりました。田植えが昨日、今日と続いて、今日は終わるくらいかなというふうに思っております。こうして、内子町が緑豊かな畑や田んぼで守られていることを安心しております。今日はですね、ちょっとオブラートに包んだような質問になるかもしれませんが、景観についての質問をしたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。この内子

町も今から30年から40年前には縫製工場や建設会社等も数多くありまして、働く場所がどこにもあり、どの地域でもある程度の人口が保たれていました。五十崎で言いますと夕方5時を過ぎますと天神側の農協のAコープ、また五十崎側の地元のスーパーでは仕事帰りのお客さんでレジが1台では足らなく2台でアルバイトを使ってやるほど行列ができて賑わっておりました。地元に残り、地元の企業で働き、結婚をし、町内で住む若者も多く、アパートや住宅地不足により民間企業や町の土地開発公社が宅地の分譲も始めましたが、希望者数に追いつかず、なかなか手に入れるのは難しい状況が続いておりました。経済が優先されるなか、国や県の予算も付いて道路の拡幅や改良工事が進み、主要な県道や国道沿いにも町営の住宅やアパートが建築され、道路沿いにも営業を目的とする建築物や広告の看板も次々と建てられました。半面、先ほどいいましたような緑豊かな田舎の落ち着いた街並みや自然豊かな緑の田園景観に合わない野立ての看板や建築物が目立ち始めました。経済が優先され、建築基準法や都市計画に違反しない限りどのような形態の建築物でも建てることができ、景観や環境は後回しであったと思います。そういったなか、平成17年景観法が全面施行され、景観行政団体である地方自治体が定める景観条例は、景観法を背景に景観問題に対して大きな役割を果たすことになりました。この内子町も景観行政団体に指定された事をきっかけに、平成20年9月内子町景観まちづくり計画の基本計画もできあがり、元の河内町長、稲本町長のなか推進、継承されてきました。良好な都市景観を形成することを目的としているのが景観条例でございます。内子町も景観法の規定により、条例を制定し公表しています。その中で、景観計画に基づく行為の制限の基準を以下のように謳われております。けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし周辺景観との調和を図る。建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮する。周辺景観と対比する色相を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図る。平成28年、今から6年前になりますが、国道56号線沿い、この分庁横のホテル新築工事に伴い、景観条例が守られないおそれがあるということで、6月と9月議会で景観法について、私は一般質問をしました。行政からの指導などもあり、建築主さんもこういった景観法にご理解をいただき、景観が守られるデザインや色合いに変更されました。そういった事もあり、稲本町政から小野植町政になった現在、町内の景観はどの様に推移し、守られているか本議会あたり4点質問したいと思います。まず、一番目に現在、違反している建築物や屋上工作物は何件あるか質問したいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 下野議員のご質問にお答えします。先ほど議員さんもおっしゃられましたが、内子町では、「内子町景観まちづくり条例」を平成20年に制定し、景観法第16条第1項の規定による届出について、景観まちづくり計画の基準に沿って審査を行っています。基準に適合しない場合の対応については平成28年6月議会で答弁をさせていただきました内容と変更はございません。必要に応じて、景観まちづくり評価員の意見を伺いながら、届出者に対して必要な措置を講じるように指導・助言を行っております。現在、景観まちづくり計画の基準

に適合しない建築物や屋上工作物の件数でございますが、届出の対象となっているものの中で、基準に適合しない建築物は1件、屋上工作物についてはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。建築物は1件ということで、屋上の工作物はないということだったんですけども、あと景観についてですので、野外の広告物等で、前にもこれも国道端に設置された人の所有がはっきりもうわからないという状況の中で、景観に適合させないということで、予算をつけて撤去したと思うんですけども、こういう野外の違反するような広告物というのは、どんなでしょうか。野立ての看板とか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 景観まちづくり条例が制定されて以降で、基準に適合しない看板類については設置はされてないと認識しておりますが、それ以前に建てられた看板、屋外広告物についてはですね、基準に適合しないものはございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 時期的に今まで建てられているというのがわかるんですが、件数までについては把握されてないでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） すみません。条例制定前に建てられたものについての件数というのはちょっと把握はしてございません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい、わかりました。また今後、条例が制定される前のものでもあっても、やはり指導ではないですけど協力の依頼とかお願いとかはしていつて、この内子の景観にあった野外広告等にしていただくよう、お願いすることも必要だと思いますので、是非とも調査をして対応を進めていつていただきたいと思います。

次にですが、先ほど言いました、すでに建築されている景観条例に違反すると思える建築物や屋上工作物の改築等の変更要請の件数と実際にこの条例ができて変更してもらった件数は何件あるのでしょうか。お尋ねします。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 新築や改修、色彩の変更などを行う場合に、景観まちづくり条例にもとづく届出を提出していただいておりますが、通常の場合、事前相談や届出提出の際に、基準に適合していない事案がある場合には、その場で口頭にて指導を行ってございます。このため、指導を行った件数の記録はございません。その際、指導を行った届出については、景観基準に沿った色彩や形状に変更対応していただいているところでございます。ただ、景観形成重点区域における商業施設の場合などについては、景観まちづくり評価員の意見を伺い、必要に応じて指導等を行っております。この場合における、建築物や屋上工作物の改築等の変更要請の件数は4件となっております。いずれも、建築基準に沿った色彩や形状に変更対応していただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 重点区域内での件数が協力いただいた4件ということだと思うんですけども、実際、私も当時の景観の時にですね、やはり目立つところのスーパーでどうにかならぬものかというふうに思っておりましたら、ある程度ここ最近、変わりました。どうして変わったのかなというふうに、調べてみますと、創業何十周年かに当たって新しいロゴデザインを考えなければならないということで、やはりそのときに、新しくする場合は、ちゃんと内子の景観の条例に沿うために相談をしたということであります。それでその時にデザインを出す想定とか、町の担当者の方、また有識者との会議も何度か開かれるということを知りました。町の担当者の方からは、大変比較的理解のあるやりとりをしたというふうには聞いたんですけども、先ほどから班長言われました有識者さんとの意見を聞きながらということだったんですが、これは一緒にやっぱ会議されるということみたいに私はとれたんですけども、その中には、看板自体を撤去しなさいというような、そういった強いご意見もあったというふうに聞いております。そうしたらこういう申請が出たら、担当職員の方との協議だけの時には必ずその審査会の有識者の方を呼んでの合同の会議を必ず開いて、そこで合議をし、納得していただいて、そういうふうになされてるということでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 重点区域における商業施設の届出の場合にはですね、基本、景観まちづくり評価委員さんにご意見を伺って、町の意見を取りまとめているところでございます。すいません。届出者も同席するかどうかについてはですね、ケースバイケースでございまして、近年においてはですね、届出者の同席は求めておりません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。そういった商業施設での私ずっと道路の方、言われるところ見てみたら誰が見てもわかると思うんですけど、やはり、それなりのある程度の施設は対応がしていただいているなというふうに近隣、思うわけでございます。やはりこの景観法により、罰則

規定というのはなかなかないみたいですけど、この前もその当時にも、一般質問しますと企業名を出すというふうなそれぐらいしか多分なかったんじゃないかなというふうに思ってるんですけども。今後そういったことが起きないようにですね、やっぱり、こういった景観法についても、時々検証をして、皆が行政側も住民も議員もですけども、やはり時々気をつけていないとちょっとしたこと、この景観というのは守られなくなるんじゃないかということで、今回もしてるんですけども、こういった建築物というのは、3番目なんですけども、先ほど言われましたように、条例制定までに設置されているものに対してはどうしようもない。ただ変更するときには、新築とか、先ほど言いましたように変える場合じゃないとできないという、途中での要請というのは、強制力はないものでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 条例制定までに築造されている建築物等について適合しないものに対して指導をおこなうことは、原則できないということで認識をしております。条例を制定後に例えば、建築物、また屋上工作物に対する対応についてでございますが、建築物についてはですね、建築建て替えだけでなく、増改築、また色彩の変更時も届出は必要となっておりますので、そういったときに、審査、指導を行うようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。新築時だけでなく、先ほど言いましたように、色彩を変えるとか、増改築するときもということだったんですけども、今まではそしたらそういった届けや申請がなされずに、そのまま建築とか増改築とか色彩の変更されていることはないということとでよろしいのでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 景観条例の制度を十分に周知をせずにですね、実際に届出なく実施をされたケースはございます。その場合にはですね、町の方もそういった事業者に対してですね、届出者に対して届出をしていただくというようなことでお願いをして、後にはなりますけれども、届出をしていただいているというような状況でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） そういう申請の内容を言うか、知らずに増改築や色彩の変更をされたということは、それで後から申請書を出していただいたということは、違反するような色彩や、景観法に触れることでは、当初からなかったということとでよろしいのでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 届出の中には基準に適合したものもありますし、中には、基準に適合していないものもございました。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） その指導によってすべて町からの要望というか指導に沿ったものに変更していただいたということによろしいのでしょうか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 基本、変更で対応していただいておりますが1件、そういった町の指導をさせていただきましたけれども、対応いただけない届出がございました。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） それはちょっと残念なことなんですけども、また今後そういった事業者さんにも強い姿勢でこの内子の景観、住民皆、また商売をされてる方を皆で一緒に守るということをご理解いただくように、努力していただくしかないかなというふうに思っております。

今のことと同じことになるかもしれませんが4番目に、主にそういった商業施設関係、商売されてる方は、国道沿いに建築されている対象物が多いと思うのですが、この内子町が目指す景観条例に対して、経営者や建築主の理解と協力は、今まではどうなのか。これからがありとあらゆる分散型の社会になりますから、いろんな企業の方、来られる場合もあると思いますけど、そこらの理解や協力は得られるものなのか、得られているのか、町長、お尋ねいたします。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） 場所の如何に関わらず、景観計画区域内において、施主の理解・協力が得られない場合は、条例に基づき、助言、指導、勧告を行い、勧告に従わない場合は勧告内容及び勧告を受けた者の氏名又は名称を公表するなどの対応をしなければならないと考えております。また、必要があれば理事者から施主に対して連絡を取らせていただくなどの検討しながら、内子町の景観形成に対しご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。先ほどから言いましたように、助言や指導、勧告をし、それに従わない場合は、内容及び氏名の公表をするということですが、大変これ、難しいお願いを業者に対してせんといけんなんということだと思うんですけど、私も議員

でもありますし、国際交流関係等で、ドイツのローデングブルク市へ行かしていただいて、やはりあれだけの景観を守るということは、話をしていますと、そこに住まわしていただくこと自体が誇りであって、その厳しいルールや基準を満たすためには、何ら、そこに住む人は苦ではないと。だから、どのようなことでも行政から言われる建物の色彩や、建築物を保護し守っていくのは当然であると。それはそこに住みたいのだと。住めるということが誇りだからということで、何も問題ないということを言われてるのが大変印象に残っております。担当の職員の方が二度三度と行ってお願いをするのも、これ大事なことでございますが、やはり、元河内町長、元稲本町長とこの景観についてはずっと言われております。やはり、小野植町長としてやはり、先ほど担当者の方、言われましたけども、町長自らがやはり行って、そういうお願いすることはやはり、一番、事業主さんに対してもよく聞いていただけるのではないかと思います。この景観、小野植町長になられて、やはり思いはおそらく同じだとは思いますが、町長からも、この景観を守る行政についてどのように取り組んでいくか、これからの対応について、またお話を聞かせていただきたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 私もですねドイツに行かせていただきました。本当に町並みが綺麗で最低限の広告物で、また色彩も統一されたですね本当に素晴らしい町並みでございました。なかなかですね、日本でも全く同じにというわけにはいかないのかもしれませんが、その景観を作っていくということはとても大切なことだというふうに思っております。美しい内子、美しいまちをですね、作っていくという、そういう思いをですね、なかなかご理解いただけない方に対してもですね、しっかりと伝えていきながら、私の方からですね、伝えていきながら、景観についてのご理解をいただく、そういうことをやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） やはりこういった条例などは、町民、事業主、いろんな人をやはりルールは守って初めて、他の人のルールも守れるものであって、誰か1人が破ったことを仕方ない、何もできないというので、それを許してしまうと、あそこが許しているのに何でうちはいけないのということで、次々こういったことは守れなくなりますので、大変な仕事ではあると思いますが、やはりこれだけの景観を守っていくという内子町だということを3代の町長ずっと続けられておるわけですので、職員の方も一丸となって、この景観を守るように頑張っていただきたいと思います。9月には、このことについて質問せんでいいようによろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（菊地幸雄君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日9日は午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問と全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年6月第125回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和4年 6月 8日（水）

○開会年月日 令和4年 6月 9日（木）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正久 君	副町長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保健福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野良二 君 書 記 和氣 啓介 君

○議事日程（第6号）

令和4年6月9日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

令和4年6月第125回内子町議会定例会

- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 令和4年請願 介護保険制度の改善を求める請願
受理第 1号 (産業建設厚生常任委員会付託のもの)
- 日程第 5 報告第 5号 令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 6 報告第 6号 令和3年度内子町一般会計事故繰越計算について
- 日程第 7 報告第 7号 令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 8 報告第 8号 令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 9 議認第 1号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第10 議認第 2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第11 議認第 3号 令和3年度内子町一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認
を求めることについて
- 日程第12 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第37号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第40号 第8号 令和4年度電子黒板購入に係る物品購入契約について
- 日程第21 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第22 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に
ついて
- 日程第24 議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につい
て
- 日程第25 議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第26 議案第46号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第27 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、泉浩壽議員、9番、大木雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 日程第3、昨日に続き、一般質問を行います。本日の質問者は2人です。
最初に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。6月定例会にあたり、通告に従いまして、私からは3つ質問いたします。

まず1問目、小・中学校におけるGIGAスクール端末の活用状況についてです。GIGAスクール構想とは、理事者の皆様方もすでにご存知のことと思いますが、2019年12月に文科省が発表した教育改革案のことです。ここで言うGIGAとは、ギガバイトのギガではなく、Global and Innovation Gateway for Allの頭文字GIGAでギガ、すべての児童生徒にグローバルで革新的な扉をという意味であり、当時の萩生田光一文部科学大臣は、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し多様な子どもたちを誰1人とり残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想だと説明しました。この構想では当初、2019年度から5ヵ年計画で、端末等の関係を整備していく予定でしたが、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、休校が長期化して、オンライン授業などの需要が高まったことから、端末導入が前倒しで進められ、2021年3月末時点で全国ほとんどの小・中学校で導入が完了しました。さて、内子町でも、全学校全学年で1人1台端末と校内Wi-Fi環境が実現したところですが、2022年4月1日に、町ホームページで公開された内子町ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画及び、ICT活用実績調査結果、令和3年度についていくつかお尋ねいたします。まず一つ目です。ICT活用実績調査結果では、町内の7つの小学校と4つの中学校について、学年ごとにギガスクール端末の活用状況を調査しています。児童の実態に応じて、小4以下は週3回、小5以上は毎日使用と目的が設定されていますが、学校によって達成状況に大きく差が見られます。例えば、立川小、小田小、大瀬中、小田中では、全学年で目標を達成していますが、内子中、五十崎中では、全学年が達成していません。特に五

十崎中においては、週2回程度と報告されており、毎日使用している他の中学校と比べると、頻度が低くなっていますが、その理由等についてはこの調査で把握されているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 塩川議員の「活用目標の達成に差がある理由」のご質問にお答えします。ICT活用実績調査にて、活用目標を達成できなかった場合の理由までは調査項目としておりませんので、当該調査の中では把握しておりません。しかしながら、当該調査の設問5にて、Chromebookの使用方法や活用方法、各校での実践例や取り組みなどの研修をしてほしいという意見がありますので、教員の活用に対するノウハウが不足していることが原因のひとつであると推察されます。また、1クラスの人数が多い学校では、一人一人の進捗状況の確認に必要な時間も多ことから、丁寧な指導を行った結果、利用回数について目標達成できなかったことも考えられます。これらの対策として、引き続き教員の端末活用のスキルアップを目的とした研修会の開催や、全国での活用事例を紹介したwebページの周知などを行い、活用の促進を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) ありがとうございます。調査項目に理由が入ってないけど後の他の意見のところでもわかったということなのですが、これはやはり調査項目になぜ少ないかという背景まで問うた方がよりきめ細かい指導に繋がると思います。またですね、やっぱり勤務状況、ただでさえ過酷で多忙をきわめている現場の先生方に、さらに新たな研修やご負担が増えるようなことってというのは好ましくないように思うんですけども、やはり学校によって児童が端末に触れる回数に差が大きいというのは、同じ町内の公立学校において、教育機会の不均衡ということに繋がりますので、導入の時にはICT支援員という形でサポートの方を用意されたと思うんですけども、例えば支援員をそのICTにもっと特化した支援員を現場に入れたりとか、先生個人のICT運用能力やデジタル教材に対する考え方によらずに、なるべく平等なそのICT教育の機会が提供されることが必要だと考えてますが、いかがお考えでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 塩川議員、ご指摘の通り学校現場では、先生方忙しくしておられます。やはり大きい学校と小さい学校に差があるのはこれ事実でございます。あとですね、ICT支援員の活動なんですけども、様々な研修機会を設ける中で、直接、ICT支援員さんに指導して欲しいということで、要望があった場合は、各学校の方に直接お伺いしての指導ということもしております。ただこれは要望があつてということですので、全学校には行ってございませんが、必要に応じて、体制をとって支援しているということでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 申請があつてから派遣するというのではなく、こちらから聞きに行つてつていうような形で積極的に取り組んでいただけたらと思います。

2つ目です。ICT活用実績調査結果の設問に、令和3年度のギガスクール端末活用で実施した学習形態では、ドリル学習、調べ学習、グループ学習、教材等の提示、遠隔授業の5形態が挙げられています。このドリル学習、教材等の提示について、文科省が提示しているGIGAスクール構想の実現パッケージ、7ページにも、学校現場における活用のプロセス例として、デジタル教科書、デジタル教材等のように、教材を端末に集約化することで、効率を上げ、また、これは現在月々徴収されている紙のドリルその他の副教材費を抑えることに繋がるのではないかと考えているのですが、その辺のご検討はいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「端末活用により保護者の支出する副教材費等を抑える工夫ができないか」のご質問にお答えします。現在、内子町で利用しているドリル教材では、漢字の書き取りや算数・数学の計算問題教材等で、手書き入力可能なものを採用しております。紙媒体のドリルや教材等をデジタル化し、タッチペンを整備し、環境の改善を図り活用することによって、保護者の費用負担の軽減につながると考えております。今後ともデジタル教材の活用を進めていきながら、検討していく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。ぜひその教材費の推移もデジタル化の割合や教材費の推移も細かくチェックしていつて、年々ちゃんときっちり予算として見れるようになったらいいと思いますので、その辺のフォローもお願いしたいと思います。確かにこの経済的負担の軽減という観点も非常に有効なんですけれども、教材のデジタル化によって、例えばドリルを先生が集めて丸付けしてまた児童生徒に返却するという手間も、大いに負担されることになりますし、例えばプリントの配布も、これちょっと先の話になるかもしれないんですけれども、プリントも紙のものを配布して、またそれを宿題として自宅に持ち帰って出すというやり方ではなくですね、もうプリント自体自宅に持ち帰らない。例えば端末を持ち帰ることになって、その端末を忘れるってことになって、学校に予備の端末さえあれば、自分のデータに、その場でアクセスできるということですね、子どもたちの利便性もとても向上すると思うんですね。ただ今、実際タブレットを使ってる私の子ども、中学生とかによると非常に端末は重くて、持ち運びはちょっとよくないということなので、もし次回モデルチェンジの時とかには、その辺も検討していただけたらなと思うんですけれども。また小・中学校で、本当1学期ごとに、何冊も何冊も紙

教材を学期ごとに購入するところがあるので、これはペーパーレス化による資源節約は、今、議会でのタブレットを活用し始めておりますけれども、この副教材のデジタル化は大変有意義だと考えられますので、今後さらに研究検討を含めて、副教材のデジタル化の推進を期待いたしますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） ご指摘の通り、デジタル化の良い面というのは、今後とも、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。ただやはり、すべてデジタル化というのじゃなくして、やはり紙ベースで残しておくのも、やはり良いものもあると思いますので、そういうところは、そこの兼ね合いをまた見ながらということになろうと思うんですけども、今後デジタル教科書等の導入とかも進んでくると思われますので、そのあたりもすべて含めて、きちんと対応したいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして3つ目です。内子町ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画の令和2年度以降の目標として、緊急時の臨時休校等の際に、Web会議システムを活用した授業や、学習支援ソフトを用いた家庭学習が行えるよう、児童生徒及び教員への操作方法等の導入を行うと臨時休校や分散登校時におけるICTを活用したオンラインによる学習支援として、学校ホームページを活用して、オンラインで利用できる学習教材等を提示し、各家庭で学習支援ソフトを活用した学習ができるよう周知体制を整えるとあります。この調査結果の遠隔授業の項目についてはほとんどの学校が年に数回という回答なのですが、この実施状況で、先に述べた遠隔学習、家庭学習の実現性は向上しているのかどうか。今後、コロナに限りませんけれども、例えば災害等により休校になった場合に、速やかにオンライン授業に移行できる体制が今どの程度構築されているのかについてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「遠隔授業の体制整備について」のご質問にお答えします。ご承知のとおりですけれども、令和2年度に全学校、全学年に一人一台の端末を整備するとともに、通信環境が整っていない世帯でも対応できるよう、モバイルルータも整備しております。学校と家庭をつなぐことは可能であります。しかしながら、完全に遠隔での授業を行う場合は、対面での授業と勝手が違うため、遠隔での授業運営のノウハウは経験上、十分ではありません。このことについては、教師・児童生徒ともに、経験を積んで機器の操作・授業の進め方など慣れることが重要でありますので、通常の授業に影響が出ない範囲で、教師及び児童生徒の遠隔授業の訓練のために、年に数回実施したものが、この数字に表れているものと認識しております。なお、各学校との接続テストは、実施済みであり、体制整備が整っておりますので、今後

とも実践を重ね、遠隔授業がスムーズに行えるよう、体制整備に努めたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 接続は確立されているということなんですけれども、この学校ホームページに学習教材等を提示というのは、いかがでしょう。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 現在学校のホームページにはそのようなことは行っておりませんけども、必要に応じて、また学校と協議しながら検討したいと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） コロナはもう2020年から休校が始まってもう3年目に入ったところなんですけれども、もうかなりの学校でオンライン授業の実践とか経験が蓄積されつつありまして、多分それを共用すれば、ゼロから自分たちは組み立てなくても、ある程度のことができるんじゃないかなと思っています。これちょっとこの次の4つ目の質問にも絡んでくるんですけど、すみません。

4つ目の質問なんですけど、令和4年4月21日発表の文科省学校教育情報化推進計画案には、相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保として、病気療養時や不登校児童生徒について、ICTを活用した支援の取り組みの推進というのがあります。GIGAスクール構想の核となる中には、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することとあり、ここで言われる多様な子どもたちには、病気療養時をはじめ、様々な事情で学校に来づらいと感じる児童生徒が含まれることは自明のことです。先ほどの例えば学校のホームページを活用して、オンラインでできる学習教材などは、これは災害対応だけではなく、日頃のちょっと多様な子どもたちへの対応という意味でも、とても有意義なことだと思うんですが、これらの取り組みについて、町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「病気療養児や不登校児童生徒についてICTを活用した支援の取組の促進について」のご質問にお答えします。長期の欠席者に対して、最善の方法としては、家庭でGIGA端末等を活用し授業に参加してもらう。あるいは授業風景を見るだけでも学習効果はあると考えております。児童・生徒の事情で授業等に参加しにくい場合は、愛媛県教育委員会の取組の中に、「えひめ学習動画ライブラリ」、「えひめ学びの森学習シート」などがありまして、パソコンやタブレットで自主学習できる環境がございます。繰り返しにはなりま

すが、各学校の教室と家庭等をオンラインでつなぎ、パソコンやタブレット等で学習機会を得る環境は整備されておりますので、児童・生徒の希望等を確認しながら、それらの活用を進めることは可能であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ある程度体制が整ってるということなんですけれども、例えば今何名のそういった家庭から授業に参加してるとか、タブレットを活用しているお子さんが児童生徒がいるかというのは、数として把握はされていますか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 今現在、使っているかどうかという、ちょっと確認はとれておりませんが、やはり家庭とかお子さんの希望によって、そのような授業、また自主学習を促したということは、何例かございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 子どもの学習権、すべての子どもは、その尊厳と学習権を保障されるというのは憲法13条や子供の権利条約6条、29条とかでも保障されてることなんですけれども、学習権ってのは昔は教育を受ける権利というふうに表現されていたんですが、最近では子どもたちが自己の成長のために自由に学習し、学習活動に必要な条件を要求する権利ということで、子ども目線での権利となっています。なので、ちょっとあらゆる形でですね、いろんな事情があると思うんですけれども、本当に個別にその子の学習権をいかに保障するかというのは学校だけでなく、地域もですけれども、含めてコミスクとか、あとは触れ合いスクールみたいな、いろんな取り組みがありますけれども、そういうものの周知も含めて、町内の子どもたちのですね、学習権が確実に保障されるような体制を今後も作っていただきたいと考えてます。

2点目に入ります。給食費についてお尋ねいたします。令和元年7月31日の文科省学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についてにおいて、地方公共団体での学校給食費等の公会計化推進が通知されました。これは近年、教員の長時間勤務が深刻な状況となっていることを受け、給食費の徴収や督促業務などが担任を含め教員の負担になっているということで、その軽減を図るほか、保護者の支払い方法の多様化による利便性の向上、また学校給食費の徴収管理業務の効率化、学校給食会計の透明性の向上などが効果として挙げられております。内子町の現状及び今後の公会計化に対するお考えをお伺いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「学校給食費の公会計化に対する考え」のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、文部科学省の通知では、給食費など学校の徴収金について

は、「学校・教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべき」と地方自治体が徴収・管理を行う公会計化を推進するよう求めています。現在、内子町では各学校で徴収した給食費を内子町学校給食センター運営委員会内子支部・小田支部の会計で管理しております。公会計化が進んでいない一因としては、現在各学校では、給食費について校納金と合わせて口座引き落としを行っていることから、徴収業務が過大な負担になってはいないと考えられることや、学校から教育委員会への事務の移管にともなう人員確保、それに伴いますシステムの改修や財政負担、保護者への理解などが考えられます。一方で、この制度は学校現場での給食費の徴収・管理業務がなくなり、給食費の滞納者が出た場合の対応や教職員の負担軽減、教員が子どもと向き合う時間の確保などの観点などからも有効であると認識しております。今後、給食費の公会計制度の導入につきましても、まずは関係部署と協議しながら、課題を整理し、先進自治体の事例も参考にし、教育委員会として子どものための教育環境の整備につながるよう検討したいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 続きまして2つ目です。昨日の町長の招集挨拶及び行政報告の中でもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の原油価格物価高騰等総合緊急対策の1例として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業というのが示されました。内子町は、これは9,637万4,000円の交付限度額が通知されて、プッシュ型の町民に対する商品券給付事業を検討されているとのことでしたが、この交付金を活用して、時限的にでも給食費を軽減または無償化する考えがないのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「学校給食関係の臨時交付金の活用」のご質問にお答えします。交付金の活用については、限られた予算内で取り組む必要がございます。新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の経済的負担を軽減するため、給食費を軽減または無償化することは、子育て支援の一つではありますが、今回の交付金の活用については、全町民に対する支援の取り組みを検討しておりまして、このことが子育て支援の下支えになると考えています。これらのことから、給食費に対する活用は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 昨日の同僚議員の一般質問の中にも給食費について少し触れられまして、内子町では値上げの予定などもないという答弁があったと記憶してはいますが、今回の食品から消費材に至るまで1万品目を超える値上げによって、直接的な原材料の価格をもちろん例えばセンターの冷暖房費や配送費、ガソリン費その他に全く影響がないというのがちょっと考え

られなくてですね、するとどこかで契約業者さんが無理をされたりとか、または原材料の選択肢が狭くなって、給食の質の低下に繋がるのではないかとちょっと懸念しております。今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済支援という位置付けで、この交付金を活用して時限的な給食費無償化に取り組む団体が結構全国にありまして、例えば愛知県愛西市は市内の公立小中全18校を2020年4月から10月までの間、同じく愛知県犬山市では、市内小・中学校の保育園幼稚園を2022年9月から12月までの4ヶ月間、この中に兵庫県香美町では、2学期3学期分、鳥取県日野町では、2022年度限定などですね、皆さんそれぞれちょっと予算の幅を工夫しながら、あくまでコロナの感染対策に伴う経済支援という位置付けで無償化を実現されています。もちろんこの商品券の給付も生活の下支えにはなるんですが、商品券は結局、買い物には行かなければいけないという、給食費の無償化は、もうそれこそ本人たちには、手間がかかることもなく、町の方で対応できることでもあるので、こういう全国の事例を見られても、いかがでしょうか。検討の余地は。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただいまのご質問でございますけれども、限られた財源の中でですね、どういう手当がいいのかということだというふうに思っております。今回の場合、原油価格、また物価高騰を中心にしてですね、そういったところへということでございますけれども。先ほど言われましたように1万件以上の値上げというのがあるということでございます。そういう意味ではですね、私たちもいろいろ考えましたが、これはあらゆる方にですね今回ののは影響をいたします。本当にそれはですね、農林業もそうです。これは先ほど昨日ですかね、肥料が例えば2倍近くになるよとか、これは林業の方もそうですよね。商工業もそうだと思います。またそれぞれの団体、特にガソリンを使っている団体でありますとかですね、いろんなほとんどの業種には当然影響しているわけです。その中で限られた財源で手当をしていくということになればですね、これはやれることも限られてくるということだろうと当然思います。その中でですね、よそでこれをやってるからということをおっしゃってもですね、ちょっとそれはどうかなという感じがいたします。その中でですね、私たちはやっぱり商品券、それは商品券を出すということは、今まで買っていたものが商品券で、置き換えられるということですので、そこで現金があればまたそれはその手当に使っていただきたいということでございます。ですので、そういう意味でですね今回の等しく皆さんにですね、プッシュ型で交付するというのがこれが一番いいだろうということで判断をさせてもらっております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして給食費無償化3番目にも入りたいんですけども、限られた財源が本当その通りで、他の自治体がやってるからといって何もかも取り入れられるわけではありませんが、財源が限られてるのはどの自治体も同じなのでやっぱり何を優先するかということだと思うんですよね。今回、コロナ対策という位置付けで、時限的にでも無償化をやってみれば、例えば効果の測定や、保護

者の反応などが実証実験的に情報収集もできて、今後の施策の参考にすることも可能ではないかなとちょっと思ったんですけども。

3番に戻ります。給食費無償化についてのお考えなんですけれども、過去の会議録でも、給食費無償化というのは何度か他の議員からも取り上げられてまして、やはり財源の問題で難しいということが、答弁されてました。ただですね、給食費の無償化というのは、単なる児童生徒がいる世帯の直接的な支援にとどまらないという側面もありまして、内子町は今、大体5,000万円が給食費なんですけれども、この年間約100億の予算規模においては0.5%ですよ。例えば、若年層の移住振興策の一環でもあり、やはりこの町のイメージアップに貢献するという部分がすごく大きいと思うんです。町のプロモーションというのは何も観光地に直接結びついたことや、それらのアクティビティーを発信することだけではなくて、全国津々浦々、それぞれ皆さん魅力的な観光資源や特産物をお持ちですので、ある程度差別化にも限界があると思うんですね。前回3月の定例会でも、私述べましたけれど、観光プロモーションの発信というのは、町民福祉の向上にはダイレクトに結びつきにくいという面があります。医療費や給食費の無償化などの子育て支援は、若い世代の移住振興政策でもあり、先進的な施策として打ち出すことで、町の取り組みを、町長公約に子育て支援も挙げられてますけれども、それにどこまで本気で取り組まれるかっていう、やっぱり意思の問題だと思うんですね。就学支援金も含め、経済的支援は、あるんですけども、もうほとんど国や県の制度でもあり、内子町独自というのは保健でしょうか。今のところ。新生児期、幼児期の親は大変充実してるんですが、子育ては小・中・高と育つにつれどんどんお金がかかるようになるのに、児童手当等はなくなっていくという現実がございます。住民税非課税世帯やひとり親障害者手帳をお持ちの方などに対する支援は、やはり対象が限られてしまうというのと、子育てにおいて、子育て世帯同士の分断をちょっと生みかねないようなところがあると思いますが、そのあたり町長のお考えをお聞かせください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の「給食費の無償化について」のご質問にお答えします。給食費無償化の取り組みについては、過去の議会でも触れておりますとおり、現時点で内子町として実施する事は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 本来だったら給食費の無償化は国が率先してやることだと私も思ってるんですけども、例えばこの先、町村会等ですね、国に対する提案や要望なども含めてご検討いただけたらと思います。

最後になりますが、町の広告費の支出について質問させていただきます。令和4年5月3日付愛媛新聞に、自民議員の応援広告に公金支出。愛媛11市町、中立性疑義と識者という記事が掲載されました。広告は、昨年12月25日付の朝日新聞朝刊に掲載された長谷川じゅんじ氏に期待しますと題した名刺広告と呼ばれる形式の新聞広告で、長谷川氏の経歴や政策とともに自民党

のロゴと、4区内の11市町や業界団体が、4区私たちはこれからも走り続ける長谷川じゅんじ氏を応援しますとして名前を連ねていたものです。広告料は1町当たり3万3,000円で宇和島市と伊予市は市長交際費、内子町を含む9市町は広告費名目で支出していました。記事の中で、広告の意図について各市町は、地元の声を国政に届けてもらうための応援、過去にも同様の広告があったし、政治的なものではないなどと説明して、違法性はないとの考えを示したとあり、広告を掲載した愛媛新聞経営企画部の担当者も同様の広告はこれまでも掲載しており、支社として地方公務員法に違反するとした確定判決の確認できてないとしています。しかし、今回の新聞広告に関しては大学教授等の識者により、自治体の名前を出して特定の政党の議員を応援することは、行政の中立性という観点から考えるとおかしいという意見も出されております。この件に関して、町長のご見解をお伺いします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） ただいまの塩川議員のご質問に答弁をさせていただきます。質問にもありましたように、その通りでございます。新聞広告の掲載につきましては、新聞報道等の通り、内子町におきましても、公費により支出をいたしております。今回の掲載によりましては、地元新聞社の契約する広告会社から、掲載等の提案があったものでございます。地域のお声を国政に届けていただきたいという思いが趣旨でございます。賛同して広告を掲載したものでございます。否定的な意見があることも十分存じておりますが、特定の政党を支持するために掲載したものではありませんので、ご理解をいただけたらと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 宇和島の市民団体が各市町の担当者宛に陳情書を提出したというのが新聞記事も掲載されたので、ご存知かもしれませんけれども、今回の陳情書に添付された資料が私の今ここ手元にあって、総務課長とか担当の方々はご覧になってると思うんですが、ツイッターとかネット、Yahooニュースなどの中で、愛媛県に言及したものについてだけを拾ったんですけれども中には本当にもっと表現がどぎついものや、政党批判など、ひどいものもあってですね、ちょっと読ましてもらいますけど、「愛媛県の自治体ってリテラシーがないんだ。」とか、「違法じゃないと言ってもさすがにここまでのことをする自治体が出てくるとは想定してないだけでしょ。」「これはさすがに駄目。名前の挙がった市町村の全員が、自民党満場一致で応援していますという印象操作にほかならないので駄目です。愛媛4区といえば保守王国ブツブツに詰めたようなところだもんね。」「愛媛県の地方行政の中立性は崩壊している。」などなど、広告を出したことによって、むしろ本当にこの市町のイメージが損なわれるような事態が起きてしまったと思うんですけれども、例えば他の市の担当者の方とかも地域の代表として応援する地域の声を国政に届けていただくというのは選挙中、本当によく言われるフレーズであるんですが、国会議員というのは、憲法43条により全国民を代表するものであり、特定の地方階級職業などの代理人ではなく、完全に独立で何びとの指令にも拘束されない強制委任の禁止という立場が明記されてます。

もちろん選挙区内の地域住民の声を様々拾い上げ、課題を把握するのは重要ですが、例えば一次産業振興対策や少子化、過疎化などこの4区に言われる問題というのは、決して愛媛4区だけの問題ではなく、国会議員というのはここで得られた問題意識を国全体の課題として認識した上で、国会において法整備などの措置をとり、全国で解決を図るのが国会議員の仕事です。なので直接的に地域の代表であるという認識を持ってること自体が、やはりこれはちょっと古いというところはあるけれども、違うのかなと違和感を感じるものです。でも直接的に地域の課題に取り組むために、県議会議員以下私達も含めて、地方自治体の議員がいるわけでありまして、そもそも地域の代表として応援するという理屈自体が少し無理があると思うんですが、いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 確かに国会議員であればですね、国政の場においてですね、いろんな課題について議論をして、それを政策に結びつけるということだろうというふうに思います。愛媛と同じような立場の県ももちろんあるでしょう。ですけれども、愛媛のですね、いろんな課題、南予で言いますと、人口減少、特に進んでおります。いろんな農林業、商工業非常に厳しい状況にあります。また防災でありますとか、また観光振興でありますとか、交流でありますとか、いろんな課題を抱えておりますけれども、そういう課題をですね、やっぱ国政の場に出していただいて、その中で、そういうのは同じような立場の人たちが意見をたくさん持ってるわけですから、そういう人たちが国政の場で議論を交わして、都市部の議員さんとも含めてですね。その中で一つの政策、法律も含めてですねいろんなことを国がよくなるようにということで議論をして、国づくりに結びつけていただきたいという思いで、頑張っていたきたいという思いで広告を出したものであります。なので、政党的な色合いというのは一切ございませんので、そういう状況で出させていただいたということで、私はですね、それが特別どうこうということは気持ちとしてはございません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） もちろん、国会議員の方は応援するんですけれども、その応援の仕方として、あのような名刺広告に公金を出すことが適切かどうかとここでは問われてると思うんですが、いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今の流れから言いますと、3番目のところにですね、ございますが、そちらの方でお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） すみません。2番目の広告費の支出の一覧を見ますと、愛媛新報、英明といった地域政治紙への支出もあるんですけれども、これらの発行部数と配布地域は、把握さ

れているのでしょうか。そしてまたこのような地域政治紙への出稿にどのような効果が期待されるのでしょうか。またこれらの広告出稿がどのような形で町民福祉の向上に貢献するとお考えかお聞かせください。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 広告費の支出先につきましては、ご質問のとおり地元新聞社以外に地域政治紙への支出が2社ございます。南予地方全域に購読者を持つ「愛媛新報社」と南予地方の居住者及び経済団体、企業等が購読者の「栄明社」でございます。発行部数につきましては、「愛媛新報社」が月2回、毎回約2,000部の発行で、「栄明社」は月1回、毎回約1,000部の発行でございます。広告効果について計ることは難しいところではございますが、南予地域の自治体、各種団体、企業が揃って期待広告を掲載しているということで、「地元の代表とともに、南予地域が一体となって発展して行く」という機運の醸成につながるのではないかなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 南予地域の一体感とかの醸成とあるとしたら、ちょっと広告費の支出としては、ちょっと違うのかなという感じもするんですけども、例えば他の宇和島市などでは市長交際費という枠で支出、それも元をただせば公金なので、これはどうかなと思うんですけども、今回この新聞報道からのこの市民団体の陳情などの動きで、たぶん南予の市町の中でも検討されてるところだと思いますので、またよその市町の状況を見ながら、ご検討いただけたらと思います。

それでは最後3番目ですけども、町としての広告出稿に当たりですね、これまでの1、2の内容にもかぶるんですけど文書等で示された明確な支出基準というものがあるのでしょうか。また今後も引き続き同様の名刺広告に支出を継続するおつもりでしょうか。お願いします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 広告出稿に係る支出についてですが基準はございませんので、広告掲載のご提案をいただいた際に、その都度、理事者等と協議して掲載の判断をしているところでございます。他市町の状況も考慮してというご質問であったかと思いますが、当町の考えとしては、他市町の考えはあくまで参考程度ということで、町の考え方を示すという点で答弁をさせていただいたと思いますが、今後につきまして、当然、今、塩川議員からも紹介ありましたように非常に否定的な意見を多くいただいているということも踏まえまして、また公費で支出をしているという部分についても、誤解を招いているということもございますので、今後につきましては、新聞でも掲載されましたように、廃止をする方向で検討いたしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。確かに本当にこの小さな地方政治紙などなどはもう本当お付き合いみたいな部分がかなりあって、たまたま長年の慣例であるとかそういう背景があって、本当に悪意とかではないとは思いますが、実際、コンプライアンスとか政治活動、公金の広告などについての意識というのは、数十年前と全く異なるものになっておりますので、ぜひこれを機会に広告の支出にあたっても、何らかのガイドラインを設けられて、より透明性の高い公金の支出に努めていただけたらと思います。以上、私の質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午前11時から再開します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。まず初めに、5月31日に開催されました議会運営委員会において、本6月定例議会の一般質問では、質問者は話す時間が長いこと、話す場所が、周りとは一定距離が保たれることから、マスクを外してもよいとされました。昨日からの一般質問では、マスクを外さないで質問をされた方が多かったようです。しかし、私の一般質問とも少し関連しますが、私は自分で考え、主体的に判断し、行動することは大事だと思いますので、マスクを外して質問をさせていただきたいと思います。それでは、一般質問を始めます。どうぞよろしくお願いいたします。

1番目に、中学校の校則見直しについてです。近年、全国で様々な理由で学校に行けない、いわゆる不登校傾向の子どもが年々増えており、文科省調査で、2020年度には過去最多の約20万人になったということです。その中でも、校則をはじめとする学校の様々な決まりやルールは、不登校の要因の一つになっています。また、全国の学校の教職員からも、ただでさえ、業務量が多く、長時間労働が問題になるような状況にもかかわらず、細かい校則を守らせるよう生徒指導しなければならないことに多大なる時間や労力が費やされることに、疑問やストレスを感じるという声も上がっています。昨年は、全国各地の学校で、服装や髪型を含む細か過ぎるルールなど、子どもの人権の観点から、いわゆるブラック校則が報道等でも取り上げられ、昨年6月、文科省は校則見直しに関する通知を出しました。その中で、生徒指導のガイドラインに当たる生徒指導提要进行を再確認する形で、校則は教育目的のために、社会通念上合理的と認められる範囲内において、学校長が定めるものとしつつ、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、時代

の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直す必要があると明記されました。こうした中、全国の学校で改めて校則見直しの取り組みが始まっており、文部科学省による、生徒指導のガイドラインに当たる生徒指導提要が約10年ぶりに改定されます。本年3月には、改訂試案が公表され、夏ごろには確定版が公開予定となっています。広島県三原市の教育委員会は、この改訂試案を踏まえる形で、4月に同市内の小・中学校向けに校則見直しガイドラインを示しました。昨年12月議会で、中学校の校則見直しに関する私の一般質問に、教育長より令和3年度中に町内各中学校で校則検討委員会規則を作成し、委員会を開催するとし、校則等の見直しを実施する旨の答弁がありました。(1) 令和3年度から、これまで町内各中学校で、校則見直しはどのように進捗しましたでしょうか。校則の学校ホームページへの公開はどのようになっていますでしょうか。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 関根議員の「校則のホームページへの公開について」のご質問にお答えします。中学校における校則見直しについては、各中学校それぞれが、校則検討委員会規約等を作成し、校則見直しのアンケートの実施、各学級による話し合いや生徒総会による話し合いを経て、校則検討委員会で見直しを行っております。現在、校則等については、それぞれの学校のホームページで公開しております。なお、学校によっては、学校日記に校則の話し合いの様子などを、ホームページに掲載している学校もございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) 昨年度から校則検討委員会を各学校で実施し、実際に校則見直しも行ったということですが、あと、ホームページについては各学校に掲載しているという答弁でした。しかしですね、私が見るところ、学校の細かい規則すべてを掲載しているわけではないようです。髪の毛とか、服装とか細かい決まりについては、載せていないというところが、ほとんどではないかと。小田中は載せているようでしたけれども、他の中学校は載せていないというふうに思いますか、載せていないです。教育長の、私の12月議会の一般質問の答弁では、細かい規則は、入学説明会等で示して説明するという答弁があったんですけれども、入学説明会、私も参加しましたが、そこでは示されはしましたけれども、その背景や理由について、説明されるようなことはありませんでした。これで十分と、ホームページの効果十分というふうに、教育委員会は考えておられるのか、再度お尋ねします。

○教育長(林純司君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 林教育長。

○教育長(林純司君) 先ほどの関根議員のこれで十分と思っているのかというご質問ですが、確かにホームページ上にはすべての校則を載せておりません。細かい、例えば髪の毛の長さとか、下着の色とか、そういった校則にはそういった細かいものもございしますが、一応、核とな

るようなことはですね、ホームページ上に載せておりますので、一応細かいことについては、生徒や保護者の方にきちんとお知らせしておりますから、ホームページ上としては、私はこれで十分じゃないのかなというふうに考えております。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 十分ではないかという答弁だったと思います。ホームページへの掲載。

次に移ります。2番目なんですけれども、先ほど冒頭にも申しました生徒指導提要改定試案というのが公表されてますけれども、その中で校則に関するところで、重要だと思われるところのポイントを3つちょっとここで、紹介して挙げたいと思います。校則の意義位置付けとして、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮すること必要ということが新たに書かれています。それから校則の運用に関して、校則に基づく指導を行うにあっては、教職員がその背景や理由について理解しつつ、児童生徒が自主的に校則を守るよう指導していくことが重要。校則の内容を普段から学校内外のものが参照できるよう、学校ホームページに公開、制定した背景についても示しておくことが適切。それから校則の見直しに関して、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて変更する必要があるか。また本当に必要なものか。絶えず見直す必要がある。このように書かれています。校則見直しに関する各学校の取り組みは、こうした少数派の意見も含めて、生徒や保護者の意見が尊重される仕組みになっているか。学校ホームページにすべて公開されているか。校則の意義を適切に説明できるものか。教育委員会が、注視していくことが必要と考えます。生徒指導提要の改定を受け、各学校向けに、内子町教育委員会として、改めて校則見直しのための手続き等見直すよう示すお考えはありますか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「生徒指導提要の改訂を受け、見直しのための手続き等の見直しについて」のご質問にお答えします。生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の改訂試案によれば、そこに示されている「児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取する」・「生徒会や保護者会で確認・議論する機会を設ける」また「その手続きの方法を明らかにする」ということがございます。これらのことは、昨年度から各中学校で取り組んでいる内容だと承知しております。各学校では、校則の意義を適切に説明できる内容であるか、現状に合う内容であるか等、見直しの視点も大切にしながら取り組んでいるところでありますが、今後とも学校に対しては適切に取り扱うよう周知したいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 適切に取り扱うようということで具体的な教育委員会としての考えは聞

けなかったわけですが、校則検討委員会を各学校で設置したということは、前進してるということですけども、内子中では、この規定をホームページに公開しています。すべての中学校ではなかったように思うんですが、これはよかったと思います。その中身ですけども、これは各学校で議論すればいいことではあるんですが、教育委員会にもきちんとその中身についても、ちゃんと注視をしていただきたいと思うんですね。そういう意味で、人選委員会の委員の人選ですけども、教職員はいいとして、生徒、保護者の側が、この規則によるとですけども、生徒会役員、それからPTA役員というふうに限定されてるようなんですね。これは私は適切ではないというふうに思います。やっぱり問題意識のある当事者や希望者が、声を上げた人が参加できるという仕組みにするのが必要だと思うんですけども、こういった中身についても、例えば教育委員会として、こういった規定、検討委員会規定についても、議論するような、そういうことはないのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 学校で取り決めております校則検討委員会の規定でございますが、こちらにつきましては、主体的に学校が決めるものだというふうには考えております。従いましてですねこの委員のメンバーにつきましても、学校の方で取り決めておりますので、今のところ教育委員会として、こういうメンバーを入れなさいとかっていうそういう助言等はする予定はございません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 委員会のメンバーその役員だけっていうのは非常に権威主義的だと思うんですけど、希望者が入らない仕組みになってるってことについて、何もお感じにならないんですか。お答えください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） いろんな委員会等ございます。確かに興味がある方といえますか。関係者として様々な方が入っていただく委員会もございますけども、一応この校則検討委員会につきましては、例えば、教職員以外であると、生徒で言えばやはり、生徒会というのが生徒の代表ということでございますので、そういうことになってるかと思います。保護者につきましても、一応保護者の代表者さんから意見を聞くということで、細かい部分につきましてはそれぞれ子どもなり、保護者さんなりが、役員さんに自分の意見を伝えていくというような方法をとるという考えかと私は思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） あんまりしつこくやりたくないんですけど、校則のことに関心を持って、校則を変えたいからPTA役員やりたいって人はいないはずなんですね。だからそういうことも含

めてね、ちゃんと見ていただきたいというふうに思います。

次にいきます。再質問ですけれども、三原市の教育委員会4月に制定しましたけれど、通告書に書いたのを見ていただいたというふうに思うんですが、校則見直しガイドラインというのを独自に制定してるんですね。先々月か。ここで、重要なポイント、見直しの留意点と、スケジュールをおすすめしているんです。3つ、4つあるんですけど、1つ目が留意点生まれ持った性質を侵害する内容、例として地毛の色について学校の承認を求めるもの。2番目として、健康上の問題を生じさせる恐れがある内容。例として、服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの。3番目として、性の多様性を尊重できていない内容。例として、制服に男女別の区別を設け、選択の余地がないもの。上記3つは、児童生徒の人権に関わることから、1学期末を目途に協議を要請となっています。4番目として、合理的な理由を説明できない内容。例として、肌着、靴下の色等を無地に指定しているもの。この4番目は、11月までに協議するっていうことを要請しています。加えて、校則の内容すべてを学校ホームページに掲載することを要請しています。教育委員会は、子どもの権利条約にある、子どもにとって最善の利益を図るという視点を持って、校則についても見直し手続きの公平性、妥当性をチェックして、これまでよりも踏み込んで学校運営に関与していただきたいと思いますが、こうした三原市の教育委員会でここまで踏み込んで、学校に通達している、通知しているということについて、どのようにお考えになりますか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 三原市は三原市の私、考え方があると思うんですけれども、先ほど来、説明してますように、校則については、保護者、生徒、教職員が協議をして、そのあと校長が決定するという経緯を踏まえて、決定したものでございます。そのことの内容について、教育委員会が一つ一つ、私チェックするということではですね、やっぱり一つ学校の自主性を損なうものではないかというふうに考えております。ただし、その内容にですね、例えば憲法や法律の範囲を超えるもの、今、議員が言われましたように、子どもの権利条約に、ふさわしくないようなものがあれば、それは教育委員会として、助言をしていくという形をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 他の教育委員会のことではありますけれども、これ読んでいただければわかると思うんですけれども、これ新しい生徒指導提要の改定を踏まえた内容になってますよ。で、このスケジュールなんかを示したというのも、今、教育長おっしゃられたその憲法であるとか、子どもの権利条約を踏まえたものに、必ずしもなっていないから、緊急性があるということで、スケジュールも早めに設定してるんだと思いますので、そういったことを考えていただきたいということであえてお示しをさせていただいたんですね。すぐにこの場でやりますというふうにはいけないと思いますけども、十分にこの後もですね、様々な学校長等も含め、教育委員会の中でも検討していただきたいと思います。

3番目に、移ります。町内の小・中学校、高校の児童生徒を対象に、校外生活を規定した生活

の決まりは、発行責任主体の筆頭に内子町教育委員会とあります。学校外の生活まで決まりという文句で、児童生徒の行動を制約するのは行き過ぎではないでしょうか。推奨レベルの指針として内容を見直すお考えはありますでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「生活のきまりの見直しについて」のご質問にお答えします。内子町内の小・中学校・高等学校対象の「生活のきまり」については、保護者、各種機関の必要性、要望等に基づき、きまりが定められております。昨年度見直しを行い、改訂され、町内で統一された申し合わせ事項・指針として示しているもので、保護者に対して分かりやすく説明したチラシであり、子ども達が犯罪に巻き込まれない意義も大いにあります。有効に活用されていると考えております。したがって、現時点で内容を見直すことは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 昨年度見直したということ、それと指針として見直していると、指針としてとおっしゃったんですけど、タイトルは決まりとなってるんですね。指針であれば、通常中身は望ましいもの。こういったものが推奨されますということであると思うんですけど、決まりというのは通常では一般社会では規則やらなければならぬものではないかというふうに思います。で、中の表現についても、禁止するであるとか、許可が必要とかですね。例えばですけども、外出について、保護者と同伴なら許可される場所として、ボウリング場、飲食店、映画館などが書かれてるんですけど、そもそも許可するか、行かせるかどうかは、保護者が判断することであって、教育委員会学校が許可することではないというふうに思うんですけど、その点いかがですか。表現方法。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 児童生徒が主体的に、判断するのは、非常に大切なことだとやっぱり認識しております。ただですねやっぱり、その子どもたちがのすべてが自己責任のもと、物事の善し悪しを判断できるというのですけども、やはり今後のことを考えた場合、例えば社会に出れば様々なルールもございますので、今から最低限のルールとして、大人が示すということで、このような書き方にはなっておりますけども、そのことについてはとても必要なことだというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） もう一つ、外出の服装について、小学生らしい、中学生らしい、高校生らしい服装とそれぞれ書いてあるんですけど、極めて曖昧ですし、こんなこと書いておく意味な

いように思いますし、決まりですから、決まりとしてこのようなことを書くことは、私は不適切じゃないかと思うんですけどそのようなお考えはありませんか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 小学生らしさ、中学生らしさという言葉、表現でございますが、やはり何々らしさということはよく、我々も耳にする言葉だとは思っております。例えばここでは、中学生らしさ、中学生らしい行動とは、どのようなことを指すのかちょっと考えていたところをやはり、例えば、日々の生活や行動、また社会性、学校生活、人間関係、家族や地域の繋がりと、それぞれの場面において中学生らしいと言われる行動があると思います。例えば、基本的な生活習慣だとか、規律で言えば、遅刻や忘れ物をしない、また服装などについては、その時は場所に応じた選択ができるなど、やはりそういうことが、中学生らしい生活習慣だとか、規律だといえるのではないかと思います。また、やっていいこと、悪いことの判断ができたとか、相手に対して、相手に応じて適切な言葉遣いができる。また地域の人に挨拶ができるなどは、やはり学生らしい社会性であったり、人間関係だったりするのではないかというふうに考えております。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） その学生らしい生徒らしいっていう表現は、全国の法則でも、大分使われてきたんですけども、この表現は見直す必要があるということで、この表現を使わないように全国の学校で取り組みが進んできていると思いますよ。校外の生活ですからね。校外の生活まで指針とおっしゃいましたけど、指針ならちゃんと表題を決まりではなくて指針とやっぱりすべきだというふうに思いますよ。指針というふうなことがわかるような表現に、とりあえず、この点はここまでにしますが、今回生徒指導提要の改定という大きな10年ぶりの改定になるわけなんですけど、この大きな変更点の一つは、子どもの権利を明確に記載していることです。中でも日本も批准している子どもの権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須としています。子どもの権利条約の内容は、今国会で成立が見込まれている子ども基本法案にもしっかりと位置付けられています。同条約の4つの一般原則の一つに、意見を表明する権利があります。これは、子どもが意見を表明する権利を確保し、その子どもの年齢、成熟度により相応に考慮されるとなっているんですね。中学校校則の見直しに関しても、生徒の参加を促し、子どもの意見に対しては少数意見であっても、相応に考慮し、検討委員会でしっかりと議論して、その過程も含めて説明していく責任が大人側にあると思います。そうするために、教育委員会も校則問題を、これまでのように学校に任せるだけでなく、しっかりと関与していく。例えば各校の校則検討委員会に、教育委員会などがオブザーバーとして参加するようなことも、検討できることではないかと思いますが、最後に内子町の特に中学校の校則見直しに関して、今後どのように教育委員会として関与していくべきか。教育長のご所見を伺います。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 子どもの権利条約についてですけれども、私5月の校長会で子どもの権利条約について、まず学校の方で勉強会を開いて欲しいということは申し上げました。実際にそういうことをされてるかどうかは確認してないんですけど、まずこれは大切なことですので、して欲しいってお願いいたしました。校則について、教育委員会これからどのような形で関与していくのかについては先ほど申し上げましたように、私は基本的には各学校にお任せしたいと思っております。思っておりますが、やはり、議員が言われるように、子どもの権利条約を侵すような内容のものとすれば、それはいけませんので、ちょっと関与の仕方については、これから検討させていただいて、必要があればですね、教育委員会としても参加させていただきたいと思っております。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。最後、私は、今の子どもたち、とりわけ中・高生を見ていると、自分で考え、主体的に行動するということが、どれほどできているのかということ強く思うわけです。子ども基本法が今国会で成立する今、子どもの権利条約の趣旨を周りの大人がしっかりと理解し、社会が変わっていかねばならないと感じています。教育委員会の役割にも大いに期待をしていますので、どうかよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。特定健診の案内と申し込み方法についてです。今年度から特定健診の案内と申し込み受け付け方法が、行政区での配布と申し込み書の取りまとめをやめ、個人に郵送等で案内を送付し、電話やインターネットによる申し込み方法に変更されました。一人暮らしの高齢者などから、特定健診の申し込み方法が変わったことに戸惑いがあるという声を聞いております。健診の案内と申し込みに関して、これまで通り行政区を通したやり方か。個人での電話等の申し込みのどちらかを希望するかを選択制にするようなことは検討できないでしょうか。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石保健福祉課課付課長。

〔上石由起恵保健福祉課課付課長登壇〕

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） ただ今の特定健診に関するご質問にお答えいたします。今年度から「各種検診のご案内」という冊子を4月に区長便にて全世帯に配布し、検診の内容、料金、申し込みについてご案内をいたしました。また、申込はWeb予約や電話の他、申込書の持ち込み、郵送でも行えるようにしています。今までは、個人名が印刷された案内を一人一人封筒に入れ、行政区経由で配布し、申込は後納郵便にて回収をしていました。今回変更した理由として、今までの記名式配布は、住所の異動があった方や住民票はあるが、実際には住んでいない方等の封筒が戻ってきたり、配布の段階で紛失したりしたことから、プライバシー保持の観点からも多くのご意見を頂いておりました。これらのことから、今年度のような形式となっております。高齢者で周りに相談できる人がいない場合は、戸惑われているとのことですが、保健センターへ電話をいただくとご案内させていただきます。ご質問では、行政区を通じる場合と個人で電話連絡の選択性にできないかとのことですが、検診の申し込みについては、プライバシー保持に配慮が必要な対応として、なるべく人を介さない現在の方法を継続して参りたいと考えておりま

す。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。丁寧に答弁していただいて、よくわかったんですけども、非常に今のやり方に変えたという経緯とか理由はよくわかります。私みたいな人間は、変わった方法で新しい方法がありがたいというふうにも思うんですけども、一方でやっぱり地域の高齢者や行政区、地域では、やっぱりこう一つ地域での関わり、今までやってきたことがなくなったということで、コミュニケーションの手段が一つ減ったというような、そういうようなこともあると思うんですね。特定健診の後の説明会っていうのも、過去には開いていて、私その説明会というのも、やっぱりその地域のなんていうか、おしゃべりしたり、コミュニケーションをする場として、やっぱりあって欲しいっていうような声も聞きますし、やっぱりこのやり方、今まで問題なかったわけですから、今までそれでなじみのある人にはそのやり方もできないかというのは検討していただいたら、地域コミュニティの維持にとっても大事なことはないかと思うので、できましたらそのあたりも、検討していただいたらと思います。

次に移ります。3番目、心の健康等の相談窓口の周知についてです。近年、心の健康が命と直結することがあり、自殺予防の観点からも、その重要性の認識が社会的に広がってきています。

（1）西条市のウェブサイトでは、心といのちのページを設け、心の健康に悩む方や、悩む方を支える方が、相談する窓口や方法を見つけやすいよう、総合窓口のほか、相談内容の種別に相談窓口の連絡先、相談方法などを紹介しています。分類として、いのち心をとという分類では、心の問題、生きづらさ、自殺、鬱病、そしてそれぞれの担当、相談窓口連絡先などが書かれてるわけです。それから子どもであるとか、ひきこもり、就労であるとか、暮らし、生活というように分類分けして、相談、悩みがある方が、自分はどこに相談したらいいんだろうというのを選べるというか、そういった選択肢を示しているわけです。愛媛県内にも多数の相談窓口があるんですね。こうした相談窓口の連絡先や、相談方法などを一覧にして示すだけでも、相談先がわからない人にとっては、助けになるというふうに思うんですが、内子町でも同様の取り組みは検討できないでしょうか。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石保健福祉課課付課長。

〔上石由起恵保健福祉課課付課長登壇〕

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） ただ今ご質問のありました、内子町ホームページへの掲載についてですが、こころの健康の欄は、現在、ひきこもり相談窓口のみの掲載となっております。内子町での「こころの健康相談」は、日時を決めて専門家による予約相談を年6回、保健師による相談は、随時受付をしております。今までは、ホームページは常時掲載でなく9月の自殺予防週間、3月の自殺予防月間に合わせてホームページと広報掲載をしておりましたが、今後は、だれもが、いつでも、色々な相談窓口と繋がることができるよう、積極的なホームページ活用を図って参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。誰でもいつでも相談できるようなホームページの活用の変更を考えていきたいという答弁いただきまして、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。愛媛県では、心といのち相談窓口で、電話相談は毎日通信アプリLINEによる相談は、週3回窓口を開設しています。令和3年度のLINE相談件数は、20歳未満では、電話相談件数の約8倍となっており、子どもには、SNS相談窓口の充実が求められています。文科省webサイトでは、子どものSOS相談窓口として、毎日、いつでも相談できる民間団体等の相談窓口を紹介しています。子どもの心の悩みへの対応や、いじめの深刻化を防ぐためにも、こうした相談窓口を学校からの保健だよりなどの通知や学校ホームページなどで周知回数を増やしていくことはできないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「こころの健康等の相談窓口の周知回数の増について」のご質問にお答えします。現在、相談窓口の周知方法につきましては、県から配布されるチラシ、またカードなどを学校から配布しております。ご提案の学校からの保健だよりやホームページなどの周知につきましては、今後学校とも協議し検討したいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 学校にも、そういった様々な心の相談窓口などがそういう啓発資料などが配布されたりしているというところは、よく承知しているところなんですけれども、今まで相談窓口というと電話というのがやっぱり主体だったと思うんですけど、子どものいわゆるコミュニケーション手段として、最近SNSということで、いろんな相談をしたりというのが完全に主流になってまして、先ほどの相談件数も、圧倒的に電話相談件数よりもSNSでの相談というのが多くなってますので、そういった本当の意味で子どもの相談に乗る体制を整えておくという意味では、愛媛県にもありますので、そういったSNS相談窓口というのをいろんなところですね、学校ホームページも含めて目につくように、そういった取り組みをお願いしたいと思います。

最後に次に移ります。4番目としてケーブルテレビの視聴エリア拡大です。株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸は、大洲市や内子町の一部エリアでタウン情報や議会中継などの放送をしています。しかし、視聴できるエリアは、町の中心部のみに限られ、加入金や月額利用料が高額なこともあり、加入者は増えていないと推測されます。南予では、西予市、愛南町、伊方町、鬼北町、松野町は全域がケーブルテレビの視聴可能エリアとなっています。内子町でも、光ファイバー網が全町内全域に整備された状況に鑑み、情報格差を解消するためにも、全域で町内行事やタウン情報、議会中継などがケーブルテレビで視聴できるよう、町が環境整備を助成することを検討できないでしょうか。

○危機管理班長（宮田哲郎君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 宮田危機管理班長。

〔宮田哲郎危機管理班長登壇〕

○危機管理班長（宮田哲郎君） 只今の関根議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり内子町では平成28年度より町内全域に光回線の整備を行いまして、平成29年4月から順次新規エリアでのサービス提供を行って参りました。この回線網を活用して、ケーブルテレビの視聴可能エリアを町内全域に拡大するメリットといたしましては、初期工事費や利用料金は発生いたしますが、ケーブルテレビの視聴が可能になること、また地域によっては、テレビ共聴アンテナ設備の維持管理、更新等の費用負担がなくなり、経費の節減が見込まれます。一方で光回線のエリア拡大に伴いまして、映像を送信するための機器をN T Tの交換局ごとに設置する必要がございます。また、小田地域では元々中継が松山市方面からの回線であるため、大瀬交換局から小田交換局に新たな光回線を開設する必要がございます。株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸では、内子町全域に視聴エリアを拡大した場合のこうした経費を約2億6,500万円程度と見込んでおります。同社におかれましては、大洲市も市内全域に光回線が整備されたことから、視聴エリアの拡大を今後の選択肢として検討されております。今後は、エリア拡大に伴うメリットや住民の皆様のニーズ、また費用負担などについて、必要に応じてケーブルネットワーク西瀬戸や大洲市と協議してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 丁寧に詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。大洲市も選択肢の一つとして検討をされていて、内子町でもいろいろ考えておられるということがわかってよかったと思います。光回線が全町に網羅されて、私はよかったという方は非常に多いとは、若い世代は多いと思うんですけど、やっぱり高齢の世代は、それでもそのインターネットをつなげるということに躊躇してる方がやはり多くてですね、町のホームページなんかも充実して参りましたが、なかなかやっぱり高齢者には、インターネットを通じた情報を取得するというのがやっぱり、難しいという状況があると思うんですよね。そういった中でやっぱりケーブルテレビというのは、高齢者でもネット環境であるとか、様々な町内の情報であるとかに、リアルタイムでつなげる有効な手段だと思いますので、費用はそれなりにかかるようではございますけれども、是非ともそういうことも含めて、総合的に検討していただけたらというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 以上で一般質問を終わります。

午前はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 4 令和4年請願受理第1号 介護保険制度の改善を求める請願

（産業建設厚生常任委員会付託のもの）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 令和4年請願受理第1号 介護保険制度の改善を求める請願」を議題とします。この請願は3月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。産業建設厚生常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。泉浩壽産業建設厚生常任委員長、ご登壇願います。

○泉産業建設厚生常任委員長 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○泉産業建設厚生常任委員長 ご報告申し上げます。

令和4年3月18日、閉会中の当委員会に付託されました、令和4年請願受理第1号「介護保険制度の改善を求める請願」について、4月15日に当委員会を開催し審査を行いましたので、審査の結果について、ご報告申し上げます。審査経過、並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。本請願事項は、創設から22年目を迎える介護保険制度について、その利用者負担や社会保険料の増加が、高齢者のみならず現役世代・中小企業にとっても大きな負担となることから、国費を投入して、特に低・中間所得者層の負担増を抑えるなど、介護保険制度の給付と負担を見直し、あわせて、介護人材確保のために介護報酬の改定と介護職員の継続的な処遇改善をするように、国に対して意見書を提出することを求めています。委員から、請願へ反対意見として、「国も介護職員の処遇改善も継続的に行っているし、利用負担についても軽減措置があるということで、これらの影響を調査すべき。」との意見がありました。また、請願へ賛成意見として、「福祉の向上という観点から、利用者負担増を抑え、介護人材確保のための処遇改善を、議会としては、国に対して求めるべき。」との意見がありました。採決の結果、この令和4年請願受理第1号は、賛成多数で「採択とすべきもの」と決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻り下さい。これより討論に入ります。この請願に対する委員長報告は採択です。よって、請願に反対者の発言を許します。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） この請願採択に反対の立場で討論を致します。この請願は低中間所得者層の負担増を抑えるよう国費を投入し、給付と負担の見直しをおこなうこと、さらに介護人材確保のため、介護報酬の改定など介護職員の処遇改善を継続的かつ確実におこなうよう意見書を提出するよう求めるものです。しかし、現行制度として、負担と給付は低所得者に対し、食費、居住

費等の軽減制度があります。また、利用者負担額が高額になった場合、これは同じ世帯の複数の利用者負担合計を含むものですが、限度額を超えた場合、高額介護サービス費用等さらに高額医療、高額介護合算制度など申請により限度額超過分が支給される制度があります。介護職員の処遇改善策も介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善資金補助金制度等があり、継続的な改善がなされ、支援がおこなわれています。請願事項はすでに介護保険加入者のさまざまな意見、声、要望を元に社会情勢を見極め、対策が講じられています。その効果等、経過を見る必要があるのではないかとの思い、また、利用にあたっては保険料利用負担額が少ないことにこしたことはありません。しかし、応分の負担は必要です。以上のことから今回の請願採択に反対致します。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 次に請願に賛成者の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は、本案に賛成の立場から賛成討論をおこないます。たしかに、保険料についても窓口での負担についても軽減措置はあります。また、介護職員への処遇改善というところもこのところ、少しずつではありますが進められているところではあります。それでも、この対応がまだまだ不十分だという声を介護保険の被保険者や介護で働く現場の方からも多く聞くことから本請願をしているわけであります。介護保険料が高い、介護保険料を払っていても将来介護を受けられるか不安という声を高齢者の町民からよく聞きます。3年ごとに改定される介護保険料は、毎回増え続け、65歳以上の第1号被保険者保険料の基準額は全国平均で6,014円。内子町は6,800円と2000年創設時の2倍になっています。この先2040年頃には高齢者人口がピークを迎え、約3倍の9,000円に達するとも言われています。また、介護サービス料の自己負担は、現在は1割負担が基本ですが、所得によっては2割、3割負担となっております。今後も増加が見込まれる介護給付費を抑制するために、自己負担割合の引き上げや、介護保険サービスを受けられる介護度の引き上げ、介護保険料を徴収する年齢の引き下げなどの給付と負担の見直しが国の審議会等で検討されてきております。また、これからますます必要とされる介護人材の不足は、厳しさを増しており、全産業平均よりも低い介護職員の賃金水準を引き上げるため国によるさらなる処遇改善は喫緊の課題です。介護保険は高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を送ることができるようにするための支援をすることが目的の制度です。これからも高齢者の誰もが必要に応じ、安心して介護サービスを受けられるようにすることはすべての人の願いです。介護人材確保のための介護職員の処遇改善の継続的な実施と低中間所得者層のこれ以上の負担増を抑える、給付と負担の見直しをはかる介護保険制度の改善を国に求める本請願の趣旨に賛同し本案には賛成すべきものと考えます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私はこの請願に対して反対の立場で討論をします。団塊世代が75歳となる2025年には介護費用もさらに増加すると予想され、2025年以降は、介護保険料を負担する40歳以上の被保険者の人口も減ってきます。財源を確保するのが一番の課題となると思います。まず考えられるのは、今もありましたけれども介護保険料の引き上げです。次に納付

開始の年齢を引き下げるというそういった場合もあるかもしれません。そして、利用者負担の額を上げるなど一番そういうことが考えられると思います。介護保険制度の目的は、社会全体で支え合うということでございます。先ほど同僚議員も言いましたけど3年ごとに見直しもされておりまして、世の中の実情に合うように政府、国も常に改正されている状態でございます。誰も負担は少ない方がいいと思います。しかし、この制度により家族の肉体的、精神的負担も軽減されており、国は高齢者の自立支援や家族の介護負担軽減をめざして介護制度は先ほど言いましたように、たびたび見直されてきております。今後、給付と負担のバランスをはかり、持続可能な制度を再構築していく必要があると思います。今回の請願は特に低、中所得者の負担を抑えるよう国費を投入してほしいということがありました。私は、委員会でも述べましたが介護を必要としない健康な体で高齢期を迎え、健康で過ごせるよう、高齢者の自立支援や介護予防を強化することが大切だと思います。介護や要介護となる高齢者を減らすことにより、介護給付が抑えられ、財源の確保をすることが大切だと思い、この請願を採択することに反対を致します。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。ここ数日、テレビなどで取り沙汰されております日銀、黒田総裁の発言。庶民は値上げを受け入れているといったようなこともあります。介護保険の値上げを本当に受け入れているのでしょうか。そして、最低賃金、格差、都市部と地方では、大きな差があります。そういったところでやはり地方に対しては、生活困窮者が多い。内子町の中でも公務員と民間の若者を比べてみるとやはり賃金の差があります。そういったところから今回の介護保険料の値上げ、受け入れられるのは、内子町内で考えると公務員だけであるのではないだろうか、そういったことも考えられます。そういった観点から我々は町民の声を拾い上げ、上にあげていく、そして町は県、国へとあげていただき、所得をあげてもらふこと、そういったことを働きかければ、介護保険料の値上げも受け入れていくことも今後していけます。なので現状を考えれば、介護保険料の補助というものは賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 私はこの採択に反対の立場で意見を述べさせていただきます。先ほど下野議員、大木議員からもありましたように、この介護保険制度は、高齢者を社会全体で支えるというのが当初の目的。保険料も国、都道府県、市町村が50%、残り50%は被保険者負担。その保険料も消費税を使っております。消費税は主に社会保障に利用されております。令和元年度でも消費税が42.2兆円、その使い道としては問題になっている年金に12.7兆円。それから医療費関係に11.9兆円。介護に3.2兆円。子ども子育て関係に2.6兆円。今後、今まで苦勞してきた人たちの年金にも使う、医療費にも使う、介護にも使う。これから背負っていく子どもたちにも使っておこなっております。もし介護保険料を国費で負担するという事になれば、おそらく国としては消費税を上げて全体からお金を集める方法をとらなくてはならなくなるんじゃないかというふうな感じを受けております。それならば、介護にかからないために、ど

うするかという、そういう方向性をどうやって見出していくか。そうすることによって介護医療を受けない方策を模索することが先だと思います。そういう意味で今回の請願に対しては不採択といたします。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 私はこの請願に賛成の立場で討論します。今の反対の方の討論を聞いておきますと、介護保険制度に負担がないように健康に気を付けるとか、いろいろな財源のこととか言われますけれども、この場で財源のことや制度設計をするわけではありません。私たちは、国民の声を国に届けるという役割もありますし、福祉の向上を目指すというのは、政治の一番の大きな役割です。そういった観点からもこの内容をみてどこに問題があるのか。私は問題は一切ないと思いますよ。給付と負担の見直しをおこなうことを国民の声としてあるわけですから。それと、2番目は処遇改善を継続的かつ着実にこなうことを願いますということの声を届けるというのが請願であり、また意見書だと思います。そういうことを考えると、それを受けて国がこれをどうするのか。制度設計をどうするのか。財源のことを考える。これは国の役割で、私たちはその声を届けるということだと思っておりますので、この請願に対しては賛成を致します。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより委員長報告のあった令和4年請願受理第1号、介護保険制度の改善を求める請願の採決に入ります。この請願に対する委員長報告は、採択です。「請願受理第1号」を採択することにより、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 只今の採決の結果、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決致します。

したがって、採択とすることに決定しました。

日程第 5 報告第5号 令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 報告第5号 令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第5号、令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、事業執行にあたり不測の日数を要するため、3月議会にてお認め頂いた一般会計補正予算（第12号）で繰越明許として計上した事業で、新型コロナウイルスワクチン接種事業、社会資本整備総合交付金事業など全23事業に係る事業費の繰越計算書について、地方自治法施行令

第146条第2項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、政策調整班長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） それでは、私の方から報告第5号、令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につきましてご報告させていただきます。議案書1の4ページから6ページでございます。款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容および繰越理由につきましてご説明致します。

まず、4ページでございます。2款総務費、1項総務管理費でございます。文書管理費、地方公務員定年引上げ等に伴う例規整備支援業務委託事業143万円につきましては、地方公務員の定年引上げについて、国においては令和3年6月に法律が制定され、施行日が当初予定より1年遅れの令和5年4月に決定されました。このため条例改正案の国からの提示等も、令和4年3月となり、例規整備などについて年度内完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、2款総務費、3項戸籍住民登録費でございます。戸籍住民登録事務費、住民基本台帳システム等改修事業354万6,000円につきましては、住民基本台帳システム改修業者と仕様などの協議に不測の日数を要したことにより年度内完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。続いて、3款民生費、1項社会福祉費でございます。社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業2,050万円につきましては、臨時特別給付金の受付期間が令和4年9月30日までとなっており、3月末までに申請をされない方もいることから年度内完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。続いて、3款民生費、2項児童福祉費でございます。児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付事業208万円につきましては、給付対象者が令和3年3月31日生まれまでの児童となっていることにより、年度内完了が見込めず予算を繰り越したものでございます。続いて、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業0円につきましては、3回目接種の開始時期や、接種間隔が流動的であったため、3月補正において繰越明許の設定を行いました。が、接種開始時期の前倒しや、接種間隔の短縮等により年度内に3回目接種を行うことが可能となったことにより、繰越額はゼロとしております。

続いて、5ページをお開きください。6款、農林水産業費、1項、農業費でございます。農山漁村活性化対策費、からり外販システム整備事業905万3,000円につきましては、からりの新型コロナウイルス感染症対策として外販システムの構築及び、宅配用送り状作成処理システムの構築、パン工場のセミセルフレジ購入に際し、設計業務、入札等に日数を要するため、年度内の事業完成が見込めず、予算を繰り越したものでございます。農地費、農業土木管理事業475万円につきましては、上成農道接続工事において、工法の検討などに不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。農業水利施設等保全高度化事業980万円につきましては、中野工区の農業用水施設工事の実施にあたり、土砂等の運搬路として町道を利用する計画でしたが、森林整備に伴う間伐・木材搬出作業との工期が重複したことにより関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込

めず、予算を繰り越したものでございます。農業基盤整備促進事業2, 200万円につきましては、室屋谷農道整備において、隣接する河川護岸の地盤対策工事に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。2項、林業費でございます。林業施設費、農山漁村地域整備交付金事業330万円につきましては、林道打越詰線沿いにおいて、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。林業成長産業化総合対策事業370万円につきましては、林道室屋谷線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。続いて、7款商工費、1項商工費でございます。観光施設費、小田深山溪谷遊歩道整備事業400万円につきましては、関係機関との協議等に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れたため年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。続いて、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。道路橋梁新設改良費、道路管理事業152万円につきましては、町道千部線暗渠改修工事において、道路の通行制限による地元調整や関係機関との協議等に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。町単町道整備事業2, 991万円につきましては、町道平山線ほか5線において、工法の検討などに不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。道路メンテナンス事業7, 610万円につきましては、橋梁の点検並びに橋梁修繕工事において、河川占用に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。社会資本整備総合交付金(町道)事業7, 061万6, 000円につきましては、町道長田小学校線ほか2路線において、地元調整や関係機関との協議等に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れたため年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。3項、河川費でございます。河川及び防災費、がけ崩れ防災事業費5, 040万円につきましては、影浦A地区ほか3地区において、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。続いて、4項、都市計画費でございます。都市計画総務費、住宅耐震等事業146万円につきましては、木造住宅耐震改修事業において、申請者の設計協議等に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成がみこめず、繰越としたものでございます。公園費、内子運動公園改修事業1, 453万3, 000円につきましては、施設改修にあたり使用団体との協議調整、使用材料の製作等の遅れに伴い不測の日数を要し、年度内完成が見込めず、繰越としたものでございます。

続いて、6ページをお開きください。9款、消防費、1項、消防費でございます。消防車及び消防ポンプ施設費、小型動力ポンプ積載車整備事業319万円につきましては、当該車両のモデルチェンジによる入札時期の遅れ及び、新型コロナウイルス感染症の影響による資材等調達の遅れにより、年度内の納入がみこめず、繰越としたものでございます。最後に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費でございます。農業施設災害復旧費、現年発生補助農業施設災害復旧事業2, 808万6, 000円につきましては、大崎農地ほか15箇所について、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路を選定するにあたり、地元との調整に不測の日数を要したことで年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。林業施設災害復旧費、現年発

生補助林業施設災害復旧事業692万1,000円につきましては、林道梅津線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内の事業完了が見込めず、繰り越しとしたものでございます。2項、公共土木施設災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費、現年発生補助公共土木施設災害復旧事業5,010万円につきましては、町道喜田村本村線ほか7路線において、迂回路や通行規制時間など、地元との調整に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。現年発生単独公共土木施設災害復旧事業1億6,407万6,000円につきましては、町道吉野川神森線ほか31箇所において、工法の検討や工事用地借上げ、運搬路の選定など、地元との調整に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第6号 令和3年度内子町一般会計事故繰越計算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 報告第6号 令和3年度内子町一般会計事故繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第6号、令和3年度内子町一般会計事故繰越計算につきましては、避けがたい事情により年度内に支出が終わらなかった事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、政策調整班長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） それでは、私の方から報告第6号、令和3年度内子町一般会計事故繰越計算につきましてご報告させていただきます。

議案書1の7ページをご覧ください。款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容および繰越理由につきましてご説明致します。3款民生費、1項社会福祉費でございます。老人福祉費、高齢者福祉施設等感染拡大防止対策事業、500万円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、感染拡大防止の観点から事業の延長をせざるを得ないため、繰り

越しとしたものでございます。なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。以上、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく、事故繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第7号 令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 報告第7号 令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第7号、令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは私の方から、報告第7号、令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算につきましてご報告させていただきます。

議案書1の8ページをご覧ください。款、項、事業名、翌年度繰越額と簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。4款、資本的支出、1項、建設改良費でございます。建設改良事業、翌年度繰越額の4,563万6,000円につきましては、主なものとしまして、五十崎こども園付近で実施しております、内子町上水道重要給水施設配水管耐震化事業におきまして、工事の施工に伴う道路の通行制限について、県などの関係機関や地元の皆様との協議に不測の日数を要した事から、年度内完成が見込めず、予算を繰り越したものでございます。なお、繰り越すべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 8 報告第 8 号 令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 報告第8号 令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第8号、令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは私の方から、報告第8号、令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算につきましてご報告させていただきます。

議案書1の9ページをご覧ください。款、項、事業名、翌年度繰越額と簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。4款資本的支出、1項建設改良費でございます。建設改良事業、翌年度繰越額の2,713万円につきましては、内子町公共下水道内子町浄化センターの沈砂地からの汚泥くみ上げポンプ設備に係るコントロール制御盤を更新する工事でございます。この建設改良事業につきましては、業務執行を日本下水道事業団に委託しておりますが、事業団からの工事発注にあたり、電気制御などに必要となる半導体が国内において著しく不足してきており、器盤などの製造に長期間を要する事が判明しましたことから、年度内完成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 9 議認第 1 号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第９ 議認第１号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第１号、内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和４年４月１日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、議認第１号、内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書１の１０ページをお願いします。令和４年度の税制改正に関連し、地方税法等の一部を改正する法律等が３月３１日に公布され、４月１日に施行されました。内子町税条例等の一部改正を４月１日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日に専決処分をさせていただきました。同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては次の１１ページとなっております。改正条文は、１２ページから１７ページまでとなっております。次に、新旧対照表は、議案説明資料３の１ページから１１ページまでとなっております。

それでは専決処分いたしました条例改正につきまして概要を説明させていただきますので１２ページをお願いします。主な改正点は、３項目ございます。１つ目、固定資産税関係ですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和４年度に限り、商業地等の宅地、住宅用地以外の宅地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の現行５％を２．５％に引き下げるものです。ただし、住宅用地、農地等については対象外となります。２つ目、個人住民税関係ですが、住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の５％、最高９万７，５００円を個人住民税額から控除するものです。現行制度では令和３年末までの入居分までが控除対象でしたが、今回の改正により令和４年から７年までの４年、期間延長され、その間に居住の用に供した者が対象となります。３つ目、納税環境整備関係ですが、地方税手続きのデジタル化の推進を行うもので、直接、町税条例の改正につながるものではございませんが、１つ目のｅＬＴＡＸを通じた電子申告・申請に係る対象手段の拡大で、現在、法人住民税の申告・償却資産の申告・給与支払報告書の提出を主として法人が行う手続きが中心となって行っており、今後、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請手続きについて、実務的な準備が整ったものから、順次、ｅＬＴＡＸを利用して行う

ことができるようになります。令和4年4月1日からの施行となります。2つ目のeLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大で、eLTAXを通じた電子納付は、令和元年10月から順次拡大しており、令和5年4月1日以後の納付について、全ての税目において電子納付できるよう準備を進めていくこととなります。3つ目のeLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大で、これまでは金融機関経由の納付のみが可能でしたが、今後は、地方税共同機構を経由して、全税目においてスマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付が可能となり、令和5年4月1日以後適用することとなります。以下右側の表から14ページにかけては、「主な改正概要」を記載しており、左側の欄に「町条例」の改正する番号と施行日を、中央の欄に「対応する法令」を、一番右側の欄に「改正の概要」を記載してございます。以上で内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議認第1号、内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第2号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和4年4月1日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したもののついて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、議認第２号、内子町国民保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書１の１８ページをお願いします。令和４年度の税制改正に関連し、地方税法施行令が３月３１日に公布され、４月１日に施行されました。内子町国民健康保険税条例の一部改正を４月１日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日に専決処分をさせていただきました。同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては次の１９ページとなっております。改正条文は、次の２０ページとなっております。

次に改正の概要を新旧対照表で説明させていただきますので、議案説明資料３の１５ページをお願いします。今回の改正内容は、課税限度額について、これまで被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、課税限度額超過世帯割合が１．５％に近づくように段階的に引き上げているところです。令和４年度において、医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額を「３万円」引き上げるもので、これは中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図るものです。新旧対照表の第２条第２項中、基礎課税額の限度額「６３万円を６５万円」に、同条第３項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額「１９万円を２０万円」に改めるものです。なお、介護納付金分は据え置きとしており改正はございません。その下、第２２条の改正内容も先程の改正内容と同様となります。附則第３項は、「同条中」を「同項中」に文言を改める改正となっております。以上で内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議認第２号、内子町国民保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。午後２時１０分から再開します。

午後１時５７分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第11 議認第3号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議認第3号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第3号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは私の方から議認第3号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書1の21ページをお開きください。本案につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

次に、23ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,046万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億6,536万4,000円と定めるものでございます。前年度の最終予算と比較して、9億6,989万円の減額、率にして7.7%の減となっております。

続いて、27ページをお開きください。第2表では債務負担行為を補正しております。総合行政情報システムリースについては、令和4年度から令和8年度の期間において、限度額を1億1,893万円といたしておりましたが、入札の結果等により8,308万5,000円に変更するものでございます。

続いて、28ページをお開きください。第3表では、地方債を補正しております。緊急防災・減災事業債1,750万円、緊急自然災害防止対策事業債2,490万円。

次のページをお願いいたします。辺地対策事業債8,960万円にそれぞれ変更をしております。

次に32ページをお開きください。当補正予算にかかる財源でございます。歳出の表中、右の欄に補正額の財源内訳を示しております。国県支出金の財源補正を行うほか、その他特定財源8,879万2,000円、一般財源2億8,212万8,000円をそれぞれ増額をしております。

次のページ、33ページをお開きください。歳入でございます。今回の主な補正内容につきましては、譲与税など交付金の額の確定による既決予算の調整が主な内容でございます。そのうち、主なものについてご説明申し上げます。下段でございます。4款1項1目、法人事業税交付金につきましては、1,246万円の増額補正を行っております。

次のページをお願いします。上段の5款1項1目、地方消費税交付金でございます。一般財源分を70万1,000円。社会保障財源分を8,888万6,000円。それぞれ増額補正をおこなっております。そのうち、社会保障財源分につきましては、社会福祉、社会保険、及び保健衛生に関する施策に要する経費にあてるものとされておりますことから、それらの事業に対して充当をしております。次に同じく34ページの下段でございます。9款4項1目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。2,161万4,000円を計上しております。厳しい経営環境にある中小企業者に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の軽減措置分、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資をおこなう中小企業等を支援する観点から固定資産税の特例措置を拡充したことに伴う減収について全額補填されるものでございます。

次のページ、35ページをお願いします。上段の10款1項1目、地方交付税でございます。特別交付税の額の確定により、2億2,261万5,000円の増額補正をおこなっております。令和3年度の特別交付税は5億3,261万5,000円で、対前年度比、4,179万9,000円の増額、率にして8.5%の増でございます。普通交付税につきましては、令和3年度の交付額が46億8,240万円で、対前年度比3億3,390万円の増額、率にして7.7%の増となり、地方交付税の合計額は52億1,501万5,000円で、対前年度比3億7,569万9,000円の増額、率にして7.8%の増となりました。次に、中段の14款2項2目、民生費国庫補助金につきましては、総額7,175万6,000円の減額補正を行っております。内訳は、子育て世帯への臨時特別給付金給付補助金1,647万6,000円の減。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金5,528万円の減でございます。いずれも、事業の実績に伴い減額補正を行っているものでございます。次に、下段21款1項、町債につきましては、事業の実績等により2,870万円の減額補正をおこなっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。36ページをお願いします。地方消費税交付金の増額にともなう財源補正のほか、上段の3款1項1目、社会福祉総務費において、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費の実績に伴い、5,650万8,000円を減額しております。中段の3款2項1目、児童福祉総務費においては、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実績に伴い1,710万円を減額しております。

次に、38ページをお願いします。下段の13款1項1目、基金費では、譲与税・交付税等の交付金確定に伴い、財政調整基金積立金4,407万2,000円、減債基金積立金1億円、公共施設整備基金積立金1億円、地域振興基金積立金1億円の増額補正を行っております。以上、議認第3号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることに

についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議認第3号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第32号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、プロポーザル方式により町が発注する業務等の受託候補者を選定するにあたり、内子町プロポーザル審査委員会を設置するため、関係条文の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長補佐に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長補佐（山田勉君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山田総務課長補佐。

〔山田勉総務課長補佐登壇〕

○総務課長補佐（山田勉君） それでは、議案第32号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の45ページをお開きください。本案は、プロポーザル方式により町が発注する業務等の受託候補者を選定するにあたり、内子町プロポーザル審査委員会を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。従来、価格のみでなく、物やサービスの品質、デザイン、企画、技術、アイデア、遂行能力などを総合的に判断して受託候補者を選定する方法、いわゆるプロポーザル方式の際には、その都度定める要綱等の中に審査委員会の設置を謳い実施して参りま

したが、受託候補者の選定に際し審査・審議を行うという、その役割や機能から、附属機関として位置づけるものでございます。

46ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料3の16ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料3の16ページをお開きください。別表の最後に、内子町プロポーザル審査委員会に関する事項を追加いたします。執行機関は「町長及び教育委員会」、名称は「内子町プロポーザル審査委員会」、担当事務は「プロポーザル方式による業務等受託候補者の選定に関する事」、定数を「業務等ごとに10人以内」、任期を「委嘱され、又は任命された日から受託候補者が選定される日まで」といたします。以上、議案第32号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） このプロポーザル方式による業務等受託候補者の選定に関するということとは、私が思うにはこれは一般的に一般競争入札になるのかなと思ったんですが、指名競争入札を前提とした委員会ということでよろしいでしょうか。

○総務課長補佐（山田勉君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山田総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田勉君） プロポーザル方式とは随意契約の一つでございます。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 随意契約だけですかね。例えば、町の施設、建築物なんかでもプロポーザルというのがありますよね。そういうのは想定されてないということですか。該当しないということですか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、町が発注する高度な技術や専門的な知識を要する業務等の受託候補者を決定する際、これはあらゆる角度から検討を要しないといけないということなので、従来おこなってきたプロポーザル審査につきましては、例えば町に指名願いが出ております業者等がある程度選定を致しまして、その業者からいろいろな提案を受けて総合的に判断する方式でございまして、必ずしも金額だけで業者を決定するわけではない。あくまで随意契約の方式ではありますけれども、そういうふうな手順を踏んで総合的にいろいろな意見をききながら審査を厳正におこなって公平に決定をするものという制度でございまして。これまで要綱設置でやっていたものを附属機関としてきちんと条例に根拠として規定をすることで透明性を高めるということで、今回の条例改正にいたっています。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○６番（森永和夫君） 言わんとされることは分かるんですけど、私がいうのはある施設を建てると、設計業務をするのにプロポーザルでやると。その場合には、今いう随意契約でやるということですか。競争入札にはならないということですか。プロポーザル方式にした中での競争入札にはならないですか。随意契約というのが意味が分からないんですが。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 施設の建設や設計業務につきましては、ほとんどが指名入札で執行されておりますけれども、ただ、例えばデザイン性とかいろいろなものを検討しないと決定できない部分がございます。そういったものについてはプロポーザル方式で業者を決定していくということでございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第３２号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３２号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１３ 議案第３３号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１３ 議案第３３号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第３３号、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、租税特別措置法・同法施行令の改正により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定内容に変更が生じたため、関係条文の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、議案第３３号、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書1の47ページをお願いします。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、「租税特別措置法・同法施行令の改正により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定内容に変更が生じたため、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正するもの」でございます。

改正条文は、次の48ページとなっております。改正の概要を、新旧対照表で説明いたしますので、議案説明資料3の17ページをお願いします。まず、この条例ですが、「町内において過疎地域の持続的発展計画において振興すべき業種として定められた、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等のための工事による取得又は建設に係る固定資産に対して、新たに固定資産税が課税されることとなった年度以降3箇年課税免除する」ものとなっております。今回の改正は、新旧対照表の第2条第1項で引用の租税特別措置法第12条及び第45条において、それぞれ項が新設されたことにより、各条の第2項以下の項が1項ずつ繰り下がるもので、条例の実質的な内容を変更する改正ではございません。新旧対照表の第2条第1項中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、第45条第2項の表の第1号を「第45条第3項の表の第1号」に改めるものでございます。以上で、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第33」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第33号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第34号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料を減免するにあたり、関係条文の一部を改正するものでございます。その内容につきまして、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、議案第34号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書1の49ページをご覧ください。今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者の保険料について、令和2年度、令和3年度に引き続き、令和4年度の介護保険料についても、減免を行うよう改正するものでございます。改正内容につきましては、次の50ページのとおりでございます。その詳細につきましては、説明資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

議案説明資料3の18ページをご覧ください。介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対しまして、介護保険法第142条の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができることとされているところでございます。新旧対照表の右側、附則第13条をご覧ください。第1項で、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料が減免の対象となることとしていたものを、対照表の左側、令和5年3月31日までの間に納期限が定められているものとするものです。枠外、附則において、この条例は交付の日から施行し、改正後の附則第13条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用するとし、令和4年度の保険料について適用されるようにするものです。以上、議案第34号内子町介護保険条例の一部改正についてのご説明を終わります。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 介護保険料の減免をするための条例改正ということで、令和3年度も減免が実施されておろうと思うんですが、令和3年度における減免を受けた保険者数はどの程度おられるのか質問をしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 申請件数8件、減免申請も8件となっております。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第34号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第34号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本案を含む5件の指定管理者の指定に関する案件につきましては、5月10日に開催いたしました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、いずれも、期間を設けて公募扱いとした施設でございます。

議案第35号、内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、その内容を、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、議案第35号、内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書1の51ページをご覧ください。内子町老人デイサービスセンターにつきましては、現在、平成29年から指定管理者の指定を行っておりますけれども、指定期間の満了に伴い、次期指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、広報等により公募を行った結果、一社から応募があり、5月10日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。1指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございます。名称は、内子町老人デイサービスセンター。所在地は、内子町五十崎甲945番地3。2指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は、社会福祉法人内子町社会福祉協議会。所在地は、内子町内子1515番地。3指定の期間は、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。内子町老人デイサービスセンターの位置図と外観は、議案説明資料3の19ページになります。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第35号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第35号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第36号、内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を、農林振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは、議案第36号、内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定についてご説明します。

議案書1の52ページをお願いします。議案第36号、内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、新しく指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、公募の結果、株式会社楽農研究所1社から応募があり、5月10日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容につきましては、1番、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地については、名称が内子町地域資源活用総合交流促進施設、所在地が内子町五十崎乙489番地1でございます。2番、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地については、名称が株式会社楽農研究所、所在地が内子町内子1970番地でございます。3番、指定の期間については、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。

議案説明資料3の19ページに指定管理施設の位置図を載せていますのでご覧ください。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 当議案になっておる施設の指定管理者、以前からこの提案のある会社ではないかと記憶しておるんですが。申し訳ない、この施設の運営について把握をしておりません。事前に調査すべきところをしておりませんので、1年間に農産物直売、あるいは、食材の供給でどのくらいな事業をやっておられるか、質問をしたいと思います。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） この施設は野菜、果物の卸、小売業、農産物加工の製造などを行っている施設でございます。令和３年度につきましては、利用状況としては１１３人でございます。地域の農産物を使ったかき氷などを販売しております。令和３年度につきましてもコロナの影響により販売活動などはそんなにできてございません。通常は、農産物加工品の製造、販売をしております。次年度からにつきましては農産物の販売なども計画されており、先日、直売所もオープンして町内の農産物を販売しているところでございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第３６号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第３６号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１７ 議案第３７号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１７ 議案第３７号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第３７号、内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定につきましては、その内容を、農林振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは議案第３７号、内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定についてご説明します。議案書１の５３ページをお願いします。議案第３７号、内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について、指定期間満了により、新しく指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、公募の結果、株式会社内子フレッシュパークからり１社から応募があり、５月１０日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容につきましては、１番、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地については、名称が内子フレッシュパークからり、所在地が内子町内子２４５２番地 外７筆でございます。２番、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地については、名称が株式会社内子フレッシュパークから

り、所在地が内子町内子2452番地でございます。3番、指定の期間については、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。

議案説明資料3の19ページに指定管理施設の位置図を載せておりますのでご覧いただきたいと思います。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） からの施設は建物はわかるんですけど、質問が違うかもしれないのですが、吊り橋とか、吊り橋を渡ったところの相撲場近くのキャンプの宿泊施設ではないけど、棟が建っていると思うんですけど、それらも含めてこの外7筆というのは、含まれているということでしょうか。橋の管理なんかもすべてからりがするというでいいのかどうかをお尋ねします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 今の下野議員さんからご質問があったんですが、からの橋を渡った向かい側にあります農村体験館、それからからの橋、そういったものすべてからの方が管理することになります。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第37号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第37号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。午後3時10分から再開します。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第18 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第38号、内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定につきましては、その内容を、小田支所長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、議案第38号、内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料1の54ページをご覧ください。今回、提案致しますのは、内子町小田の郷せせらぎの指定管理期間が、令和4年6月30日をもって満了となるため、次期指定管理者につきまして、議会の議決を求めるものでございます。この指定管理者の選定にあたりましては、公募の結果、小田まちづくり株式会社1社のみの応募でありまして、5月10日に開催されました指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容をご説明申し上げます。1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございます。名称は内子町小田の郷せせらぎ、所在地は、内子町寺村251番地1。2、指定管理者に指定する団体の名称及び、所在地でございます。名称は、小田まちづくり株式会社。所在地は、内子町小田81番地。3、指定の期間でございますが、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。

位置につきましては、資料3の19ページをご覧くださいと思います。この小田まちづくり株式会社は、現在の指定管理者でありますとともに、小田の郷せせらぎの設立時から管理運営を行っていただいている会社でございます。経営面におきましても、健全な管理運営に努めていただいているところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第38号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第38号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第39号、内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、議案第39号、内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料1の55ページをご覧ください。今回、提案いたしますのは、内子町小田深山観光施設の内、スキー場関連施設の指定管理期間が令和4年6月30日をもって満了となるため、次期指定管理者につきまして、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定にあたりましては、公募を行いました結果、ソルファオダ株式会社1社のみの応募であり、5月10日に開催されました指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容についてご説明申し上げます。1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございます。名称は内子町小田深山観光施設のうち、スキー場関連施設で、所在地は、内子町中川3968番地1及び、3962番地1でございます。2、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は、ソルファオダ株式会社、所在地は、内子町小田447番地。3、指定の期間でございますが、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間でございます。位置につきましては、資料3の19ページをご覧くださいと思います。ソルファオダ株式会社は、現在の指定管理者でありますとともに、平成15年からスキー場関連施設の管理運営を行っている会社でありまして、冬場には30名を超える雇用を図るなど、健全な管理運営に努めていただいているところであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 確認させていただきたいんですけど、スキー場関連施設ということですけど、スキー場の施設はわかりますけど、あと食堂みたいなところと、あと獅子越荘、その3つはおそらくそうかなと思うんですけど、番地がちょっと離れているんですけど、それ以外には、ないですか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） ちょっと大きな番地の中に複数の施設がありまして、中川の3968番の1、こちらにございますのが、県道をずっと上がっていきまして、左手にあります獅子越え荘、それから獅子越荘の裏手にあります駐車場がございます。それから3962番の1、こ

ちらでございますけれども、これはスキーゲレンデ、向かって右側になりますけど、スキーゲレンデの方でございまして、こちらには、スキーゲレンデ、それからリフト、管理棟などの関連施設と、少し下ったところにテニスコート、駐車場、こういったものがございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第３９号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第３９号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２０ 議案第４０号 第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２０ 議案第４０号 第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第４０号、第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約につきましては、５月２７日に入札を執行し物品購入仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案第４０号、第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書１の５６ページ、説明資料は、議案説明資料３の２０ページに概要を掲載しております。

議案書１の５６ページをご覧ください。提案の理由でございますが、学校におけるＩＣＴ環境の充実を図ることを目的として、５月２７日に入札を執行し決定した落札業者と仮契約を締結した購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。契約の概要につきましては、議案説明資料３の２０ページにてご説明させていただきます。

議案説明資料３の２０ページをご覧ください。１、契約の方法は、５社による指名競争入札でございます。２、契約金額ですけれども、１、４８３万９、０００円。３、落札事業者、契約の相手方ですが、所在地、名称です。愛媛県今治市南大門町１丁目１番地の１５。四国通建株式会

社、代表取締役、高木康弘となります。4、調達台数は、38台です。各学校への配備台数はこちらに示しております内訳表のとおりです。5、機器の概要ですが、資料提示やGIGAスクール用端末からの画面共有等を行ったり、ホワイトボード機能によって画面に手書きで書き込み等、書く、消す、拡大するなどを行ったりする機能を有するものでございます。6、納期は、令和4年8月31日としており、夏休み中には配備いたします。以上、議案第40号、第8号令和4年度電子黒板購入に係る物品購入契約についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 参考までに5社の指名業者名、そして落札率を教えてください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 指名業者ですけど、株式会社電建、四国通建株式会社、株式会社アグナス大洲営業所、赤松株式会社大洲営業所、株式会社四電工愛媛支店となっております。

98.6%でございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 電子黒板ということですが、サイズにより単価がまちまちのようであります。サイズというのは、そこにありますプラスチックの亚克力板くらいのサイズでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） サイズは比較できないんですけど、55インチということでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ということは、大瀬中学校なんかは1台ということで各学年1クラスだと思うんですけど、使い回しであったりとか、移動教室などに運んで移動できるタイプのものでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 移動できるものではございますが、今回配備いたします38台で、以前に各学校、電子黒板購入しているものがございまして、そちらをあわせまして各小・中学校普通教室、すべてをカバーする数ということになります。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 電子機器というもの、家電なんか皆さん想像していただいたら分かると思うんですけど、数年の保証がついているものになりますかね。子どもがとっさの事故とかにより故障が生じたりすると思うんですよ。学校生活の中で。そういったものも想定して、保証がついているものでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 保証につきましては、メーカー保証の1年ということですが、オプションで延長することもできようかと思えますけれども、そちらについては考えておりません。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第40号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第21 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を図るために必要な財政上の特別措置を受けて、辺地とその他の地域との間における格差是正を図るための計画を変更することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、政策調整班長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

〔上山淳一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（上山淳一君） それでは、議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書1の57ページをお開きください。辺地に係る公共的施設の総合整備計画、令和3年度から令和7年度までの5か年計画につきましては、令和2年度に策定し、満穂辺地、長田辺地、

平野辺地、南山辺地、臼杵辺地において事業を計画しているところでございます。この内、臼杵辺地につきまして、辺地の基準を満たしていないことが判明いたしましたので、臼杵辺地を除いた計画に変更するものでございます。その理由につきましては、辺地として指定される地域の基準の中に「地域を中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有する」という項目がございます。これを臼杵自治会の人口66人と捉え基準を満たすと判断しておりましたが、実際には基準に当てはめて判定しますと41名となり、辺地の基準を満たしていなかったものでございます。

議案説明資料3の21ページをお開きください。新旧対照表を掲載いたしております。このような理由により「辺地に係る公共的施設の総合整備計画書」から、臼杵辺地にかかる計画を削除するものでございます。なお、今後、臼杵辺地内で実施する事業につきましては、過疎債を充当して対応したいと考えてございます。以上、議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第41号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第41号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第25 議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第46号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第22 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」「日程第23 議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第24 議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第25 議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第26 議案第46号 令和4年度内子町水道

事業会計補正予算（第1号）について」「日程第27 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」以上6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第42号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について、議案第43号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第44号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第45号、令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第46号、令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第47号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6件につきまして一括してご説明申し上げます。議案書2「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

まず、水色の仕切り、議案第42号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

1ページをお開きください。令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億1,112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億2,412万円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して6,593万5,000円、率にして0.7%の減額となっております。

14ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。表中右側に、一般会計補正予算（第1号）の財源を示しておりますが、国県支出金3億8,773万6,000円の増額。地方債1億9,480万円の増額。その他特定財源8,198万円の増額、一般財源4,660万4,000円の増額となっております。

7ページにお戻りください。第2表「債務負担行為補正」として、内子高等学校小田分校小田寮の入寮生増加に伴い、寮の増設を新築リース方式により行うため、「内子高校小田分校第5寮（仮）新設リース」として、令和5年度から令和9年度までの5年間で合計2億6,880万円を設定しております。

次に9ページをお願いいたします。第3表「地方債補正」として、地方道等整備事業債1,980万円、学校教育施設等整備事業債4,500万円を追加し、10ページをお願いいたします。変更として合併特例事業債を3億2,020万円に、緊急自然災害防止対策事業債を2,340万円に。

11ページをお願いいたします。辺地対策事業債を1,590万円に、過疎対策事業債を1億4,960万円に限度額を変更いたしております。

次に、主な補正についてご説明させていただきます。まず、歳入についてでございます。

15ページをお願いします。上段でございます。12款「分担金及び負担金」として、県単土地改良事業をはじめ農山漁村地域整備交付金事業、がけ崩れ防災事業及び社会資本整備総合交付金事業などの事業採択に伴い、1,306万3,000円を計上しております。続きまして、中段でございます。新型コロナウイルス感染症対策として4回目の接種に関する補助金として、1

4款1項2目、衛生費国庫負担金として、1,935万5,000円、14款2項3目、衛生費国庫補助金として、896万6,000円を計上しております。

16ページをお願いします。上段でございます。14款2項5目、土木費国庫補助金として、道路メンテナンス事業をはじめ社会資本整備総合交付金などの補助金として1億5,681万4,000円を。14款2項7目、教育費国庫補助金として、石畳小学校耐震事業等にかかる学校施設環境改善交付金として3,658万3,000円を計上しております。下段でございます。15款2項4目、農林水産業費県補助金として、土地改良事業をはじめ農山漁村地域整備事業などの補助金として9,061万7,000円を計上しております。

17ページをお願いします。下段でございます。18款1項1目、基金繰入金においては、総額1億1,767万3,000円の増額補正を行っております。公共施設整備基金から、石畳小学校耐震補強事業、農業基盤整備事業、農業水利施設等保全高度化事業などに充当するため6,340万円を繰り入れることとしております。土地開発基金からは、小公園整備にかかる用地購入費に充当するため772万9,000円を繰り入れることとしております。また、財政調整基金から4,654万4,000円を一般財源として繰り入れることとしております。

18ページをお願いします。21款1項、町債においては、それぞれの事業において地方債を充当して整備を行う予定にしております。道路、公園、橋梁、学校などの整備に1億9,480万円の地方債を予定しております。続きまして、主な歳出と致しましては、職員の人件費については、人事異動に伴い調整等をおこなっております。

その他の詳細については、20ページをお願いします。上段でございます。2款1項7目、財産管理費において、御祓ゲートボール場解体工事、元程内小学校プール進入路整備工事として、14節、工事請負費に226万8,000円を計上しております。

21ページ下段から、22ページ上段にかけてでございます。3款1項1目、社会福祉総務費のうち、27節、繰出金として、4月の人事異動に伴う調整として国民健康保険事業特別会計への繰出金180万円を計上しております。同じページの下段でございます。8目、介護保険費、18節、負担金、補助及び交付金において、認知症高齢者グループホームの整備に関する補助金として2,435万円。27節、繰出金では、介護保険事業特別会計及び介護保険サービス事業特別会計への繰出金として199万3,000円を計上しております。

23ページをお願いします。上段でございます。3款2項2目、保育園費の18節、負担金、補助及び交付金として、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育士等の処遇改善を行うこととされていることから、各保育園への補助金として531万7,000円を計上しております。

24ページをお願いします。中段でございます。4款1項3目、予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、2,832万1,000円を計上しております。

26ページをお願いします。下段から次ページ上段にかけてでございます。6款1項11目、農地費として、中野・大久喜地区の農業用水施設整備事業、室屋谷農道整備の農業基盤整備促進事業、上成地区・川中地区・掛木地区の県単土地改良事業など、8,222万円を計上しております。

27ページをお願いします。下段から次ページの上段にかけてでございます。6款2項3目、林業施設費として、1億835万2,000円を計上しております。クロウネヤジ線、牛の峰線の林道成長産業化総合対策事業、仏峠大清水線、惣郷富岡線整備の農山漁村地域整備交付金事業など林道整備に係る予算を計上しております。

28ページをお願いします。下段から次ページの上段にかけてでございます。7款1項3目、観光施設費として、小田深山溪谷遊歩道測量業務委託として400万円計上しております。

次に29ページをお願いします。下段から次ページの上段にかけてでございます。8款2項3目、道路橋梁新設改良費として、1億9,445万2,000円を計上しております。橋梁長寿命化修繕計画をたて、定期的な点検と計画的な修繕を行う橋梁点検及び棒ノ端橋・山王橋の修繕工事などの道路メンテナンス事業、町道滝山線・長田小学校線・西横の地線などの社会資本整備総合交付金事業に要する経費等を計上しております。

30ページをお願いします。中段でございます。8款3項1目、河川及び防災費として、上大久保地区のがけ崩れ防災対策事業として県の追加内示により、2,400万円を計上しております。同じページの下段でございます。8款4項1目、都市計画総務費においては、龍王公園の藤棚改修事業、新川児童公園遊具更新事業、平岡児童公園トイレ改修事業として、14節、工事請負費に7,320万円を計上しております。次に、下段から次のページにかけての8款4項6目、歴史まちづくり事業費の16節、公有財産購入費に、小公園整備に係る用地購入費として、1,545万8,000円を計上しております。

32ページをお願いします。中段でございます。10款1項3目、教育諸費として、石畳小学校耐震補強改修工事監理業務委託として、12節、委託料に514万8,000円。耐震補強改修工事として、14節、工事請負費に9,670万1,000円を計上しております。

次に34ページをお願いします。中段でございます。10款5項1目、社会教育総務費の18節、負担金、補助及び交付金において、新型コロナウイルス感染症等の影響による青少年海外派遣事業中止等に伴い、補助金を165万7,000円減額いたしております。

36ページをお願いします。13款1項1目、基金費として、36万2,000円を計上しております。国庫補助を受けて整備した建物について、処分制限期間内に転用等をする場合には、財産処分手続きが必要となっており、その中で国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡については、国庫納付金相当額を学校施設整備の為の基金に積み立てること承認されるものとなっています。今回の積立金については、旧参川小学校の一部について貸付を行っていることから、積立を行うものでございます。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第43号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

1ページをお開きください。令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員人件費の調整及び新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、療養のために傷病手当を支給する予算を計上し、歳入歳出それぞれ280万円を追加し、21億5,459万6,000円としているところでございます。前年度の6月補正後予算と比較して925万9,000円、0.4%の減額となっております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第44号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員人件費の調整行っております。歳入歳出それぞれ982万8,000円を追加し、27億4,555万円といたしているところでございます。前年度の6月補正後予算と比較して1億340万2,000円、3.9%の増額となっております。

続きまして、同じくピンク色の仕切り、議案第45号、令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。歳入歳出予算それぞれ50万円を追加し、1,398万5,000円といたしているところでございます。前年度の6月補正後予算と比較して82万5,000円、5.6%の減額となっております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第46号、令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。収益的支出の補正につきましては、人事異動による人件費の調整として489万1,000円の減額をおこない、収益的支出を4億926万2,000円といたしているところでございます。

2ページをお開きください。資本的収支といたしましては、重要給水施設配水管耐震化事業の内示増により、資本的収入を1,694万2,000円増額し、4億3,645万1,000円に。資本的支出を5,000万円増額し、5億6,531万7,000円としております。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第47号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正につきましては、人事異動による人件費の調整として収入支出それぞれ30万2,000円の増額をおこない、3億16万8,000円といたしているところでございます。以上、簡単ではございますが、議案第42号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）から、議案第47号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）までの6件につきましてご説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第42号」から「議案第47号」までの補正予算6議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第42号」から「議案第47号」までの補正予算6議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末6月17日の本会議でお願いします。

次の本会議は、6月17日、午後3時より開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年6月第125回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和4年6月 8日（水）
○開会年月日 令和4年6月17日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保健福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純 司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野 良二 君 書 記 和氣 啓介 君

○議事日程（第4号）

令和4年6月17日（金）午後3時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第33号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第37号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第40号 第8号 令和4年度電子黒板購入に係る物品購入契約について
- 日程第12 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第13 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第46号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第48号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 発議第 3号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第23 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

午後 3時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） それでは、只今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本 徹議員、11番、才野 俊夫議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第7号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第3 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議案第32号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第32号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、プロポーザル方式により、町が発注する業務等の受託候補者を選定するにあたり、内子町プロポーザル審査委員会を設置することを規定するため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「プロポーザル審査委員会のメンバーはどういう人が担っていくのか。」との質問に対し、「基本的に職員が主なメンバーとなるが、必要に応じて外部からの専門的知識のある委員に入ってもらい審査を行う。」との答弁でありました。採決の結果、議案第32号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第32号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第32号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 議案第33号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第33号、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、租税特別措置法・同法施行令の改正されたことに伴い、関係条文の一部を改正するものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第33号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第33号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第33号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第34号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議におきまして、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第34号、内子町介護保険条例の一部を

改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第34号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料を減免するにあたり、関係条文の一部を改正するものです。委員から、「令和3年度の減免件数は少ないが、町内ではあまり新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った方は少ないということか。」との質疑に対し、「減免件数は、65歳の被保険者がいる世帯のみであるので、町内全体という捉え方にはならないと思う。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第34号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第34号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第34号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第35号 内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議におきまして、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第35号、内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりでありまして、審査結果については、「議案第35号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、5月10日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつ

き、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員から、「より良いサービスをして、多くの方がデイサービスセンターに行きたいと思うような努力が必要ではないのか。」との質疑に対し、「リハビリ器具やレクリエーションを増やして、利用者がより楽しめる施設づくりを目指している。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第35号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第35号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第35号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第36号 内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第36号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、5月10日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員から、「直売所を定期的に関開くように指導できないのか。」との質疑に対

し、「これまではコロナ禍の中で開けなかったが、６月の初めから、土日限定にはなるが、農産物の直売を始めており、農林振興課としても指導している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第３６号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第３６号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第３６号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 ８ 議案第３７号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第９ 議案第３７号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る６月９日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第３７号 内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第３７号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、５月１０日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。委員から、「からりの売り上げ実績から考えると、施設の修繕費用なども、町が負担すべきではなく、からりが負担すべきでは。」との質疑に対し、「施設の維持管理については、経営努力によって、ある程度賄っていただければ、町の財政も余裕ができる。からりも新しい事業にもチャレンジしているので、そのことも町としてしっかりサポートしながら、より良い方向に向かっていきたい。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第３７号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第37号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第37号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第38号 内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議におきまして、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第38号、内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第38号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、5月10日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員から、「せせらぎの施設の維持修繕費に関する取り決め内容があるのか。」との質疑に対し、「せせらぎの施設については30万円が目安とさせていただいている。」との答弁がありました。採決の結果、議案第38号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第38号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第38号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第39号 内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第39号、内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第39号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の指定管理者の指定は、5月10日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づき指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員から、「温暖化の影響で、冬場にスキーができなければ、キャンプができるような、方向転換するような計画をするのも一つの方法ではないか。」との質疑に対し、「今後は、スキー一辺倒では成り立たないと考えてるので、試験的ではあるが取り組んでいきたい。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第39号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第39号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第３９号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第４０号 第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１１ 議案第４０号 第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る６月９日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第４０号 第８号令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第４０号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、５月２７日付けで物品購入仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「今回、購入する電子黒板は、習熟度に応じて、十分に使いきれないこともあると思うが、その場合はＩＣＴ支援員の活用を考えているのか。」との質問に対し、「今後、機器の操作においては、学校の要望に応じて、ＩＣＴ支援員がバックアップしていきたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第４０号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第４０号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第４０号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第４１号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１２ 議案第４１号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第41号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画において、臼杵辺地が基準を満たしていないことが判明したために、計画の一部を変更するものです。委員の質疑においては、「臼杵辺地においては人口の規定を見落としていたために、変更せざるを得ないということであるが、他の辺地では、そういうことはないか確認したのか。」との質問に対し、「他の辺地については、基準を満たしていることを確認している。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第41号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第41号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第41号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第46号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」から「日程第18 議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの補正予算6議案を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました6件の補正予算について、6月13日に委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全6議案、原案のとおり可決すべきものでございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、7億1,112万円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億2,412万円とするものです。前年同期と比較し0.7%の減額となっています。

それでは、まず財源についてですが、国県支出金3億8,773万6,000円、地方債1億9,480万円、その他特定財源8,198万円、一般財源4,660万4,000円の増額となっております。続いて、主な歳出予算は、2款総務費においては、元程内小学校プール進入路整備工事について、委員から、「消防活動を想定しての進入路の整備ということだが、計画している幅員では狭いので、もっと幅員を確保すべきでは。」との質問に対し、「道路の幅員については、これまでも地元の自治会や消防団と協議をしてきたが、再度、協議をして対応したい。」との答弁がありました。3款民生費においては、グループホームの施設整備に対する介護基盤整備事業費補助について、委員から、「新しく開設される施設の詳細は。」との質問に対し、「認知症対応型共同生活介護グループホームとして、来年2月開設予定で、定員はワンユニットの9人の規模である。」との答弁がありました。4款衛生費においては、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に関連して、委員から、「これまでの廃棄されたワクチンはどのくらいあるのか。」との質問に対し、「モデルナワクチンが8本分廃棄になった。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、葉たばこ廃作緊急対策事業補助について、委員から、「肥料が相当値上がりしているが、申請者には希望通り補助できるか。」との質問に対し、「事前に、たばこ廃作農家に対する要望は取ってはいる。」との答弁がありました。8款土木費においては、町道三畝町峠の峰線の修繕工事について、委員から「修繕対象は路線全体が対象か。」という質問に対し、「まずは通行に影響がでている区間を優先して修繕する。」との答弁がありました。また、森文醸造工場跡地の小公園整備について、委員から、「公園として整備するということだが、駐車場やトイレ等の設置も考えているのか。」との質問に対し、「防災上からも必要になると考えられるので、今後、自治会等、関係機関と協議をして検討したい。」との答弁がありました。10款教育費においては、石畳小学校の耐震補強改修工事について、委員から、「工事期間もかなりかかると思

うが、その間の授業はどのように対応されるのか。」との質問に対し、「段階的に工事を進めるので、工事をしていない教室を工夫して移動しながら授業をする。」との答弁がありました。以上、「議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」多くの質疑がなされました。採決の結果、「議案第42号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 令和4年度内子町国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、人事異動に伴う職員人件費の調整及び新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し療養のために傷病手当を支給するため、歳入歳出それぞれ280万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、21億5,495万6,000円とするものです。委員から、「令和3年度のコロナ関連での傷病手当金の支払い件数は。」との質問に対し、「令和3年度の申請はなかった。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第43号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、人事異動に伴う職員人件費の調整のため、歳入歳出それぞれ982万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,555万円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、議案第44号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、人事異動に伴う職員人件費の調整のため、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,398万5,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第45号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、収益的支出の補正について、人事異動による人件費の調整を489万1,000円おこない、収益的支出を4億926万2,000円とするものです。また、資本的収支の補正として、重要給水施設配水管耐震化事業の内示増により、資本的収入を1,694万2,000円増額し、4億3,645万1,000円、資本的支出を5,000万円増額し、5億6,531万7,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第46号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第47号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、収益的収入及び支出の補正につきまして、人事異動による人件費の調整を30万2千円の補正を行い、収益的収入及び支出を、それぞれ3億16万8,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第47号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第42号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第42号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第42号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第43号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第43号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第43号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第44号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第44号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第44号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第45号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第45号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第45号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第46号 令和4年度 内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第４６号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第４６号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第４７号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第１号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第４７号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第４７号」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午後 ３時５３分 休憩

午後 ４時０５分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第１９ 議案第４８号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１９ 議案第４８号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第４８号、令和４年度内子町一般会計補正予算（第２号）につきまして説明申し上げます。議案書２－２「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

予算書の１ページをお開きください。令和４年度内子町一般会計補正予算（第２号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ２億１３１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０２億２，５４３万円と定めるものでございます。前年度の６月補正後予算と比較して２億６，７２４万５，０００円、２．７％の増額となっております。

６ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第２号）の財源をしめしていますが、国県支出金１億３，４４６万６，０００円の増額。その他特定財源６，７７２万４，０００円の増額。一般財源８８万円の減額となっております。今回の補正につま

しては、去る令和4年5月31日、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするための「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づく令和4年度補正予算（第1号）が成立したことを踏まえて、内子町生活応援商品券給付事業1億6,409万8,000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2,613万円。内子町低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業1,108万2,000円の3つの事業について予算計上しております。詳細につきましては、歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。上段でございます。2款総務費、1項総務管理費、20目諸費に生活応援商品券給付事業として1億6,409万8,000円を計上しております。本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格高騰や食料品、原材料等の物価上昇により影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図ることを目的として実施するもので、基準日において、内子町の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主に対して、住民一人あたり1万円相当の商品券を給付いたします。この事業の財源といたしましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」9,637万4,000円。「地域振興基金」6,772万4,000円を充当しております。

続きまして、8ページ中段でございます。3款1項1目社会福祉総務費に「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」として2,613万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度課税情報を活用し、3年度に支給を受けていない住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円をプッシュ型で給付するものです。この事業の財源につきましては、全額「臨時福祉給付国庫補助金」を充当しております。

続きまして、8ページ下段から9ページ上段にかけてでございます。3款2項1目、児童福祉総務費に低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業として1,108万2,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響で長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的としており、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給を受けている方で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方などについて、児童一人あたり5万円を給付するものです。この事業につきましては、全額を「子育て世帯臨時給付事業補助金」を充当しております。以上で、議案第48号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） こありませんので、これにて、質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第48号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」の採決に入ります。本案を、原案のとおり決することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第23号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 発議第3号 介護保険制度の改善を求める意見書

○議長（菊地幸雄君） 「日程第20 発議第3号 介護保険制度の改善を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉産業建設厚生常任委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 介護保険制度の改善を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和4年6月17日提出

提出者 内子町議会産業建設厚生常任委員会 委員長 泉浩壽。

提出の理由。創設から22年目を迎える介護保険制度について、利用者負担や社会保険料の増加が、国民・企業にとっても大きな負担となっていることから、介護保険制度の給付と負担を見直し、あわせて、介護人材確保のために介護報酬の改定と介護職員の処遇改善をするよう、国及び政府に対し意見書を提出するものである。

介護保険制度の改善を求める意見書。

介護保険制度は、その創設から22年目を迎え、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、高齢化に伴い介護費用の総額も制度創設時の約3倍の11.7兆円になりました。65歳以上が対象の第1号被保険者保険料は、全国平均6,014円に達し、創設時の2倍を超えています。今後、高齢人口が2040年にピークを迎えると言われる状況の中で、国民の大部分を占める低・中所得者層の利用者負担や社会保険料の増加は、高齢者のみならず現役世代・中小企業にとっても大きな負担となっています。また、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、介護職員の処遇改善は介護人材確保対策の最も重要な柱で継続的な取り組みが必要です。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念とし、要介護状態などの軽減、悪化の防止に資するよう、必要な保険給付などを行うものです。

今後の高齢化社会に向けて、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなると考えられることから、国及び政府においては、下記事項について取り組まれるよう強く求めます。

記

1. 今後特に低・中間所得層の負担増を抑えるよう国費を投入し、給付と負担の見直しを行うこと。

2. 介護人材確保のため、介護報酬の改定など、介護職員の処遇改善を継続的かつ着実にを行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 1 7 日。

愛媛県内子町議会。

○議長（菊地幸雄君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

泉委員長、席にお戻り下さい。

採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議員派遣の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 2 1 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言御礼を申し上げます。議員の皆様には大変ご多忙の中、本定例会にご出席いただき追加で提案させていただきました補正予算も含め、全議案お認めいただきましたことを心から御礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見を踏まえ、適切に執行してまいりたいと思います。さて、参議院選挙が7月10日に投開票で決定を致しました。報道によりますと、政府は選挙後に新たな経済対策を取りまとめ大規模な補正予算を秋に認定する方針を固めたとの情報もありますので、国の今後の動向もみて対応してまいりたいと思っております。これから梅雨本番となります。議員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛の上、町政発展のためご協力、ご支援賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和4年6月第125回内子町議会定例会を閉会します。

午後4時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第125回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 3	介護保険制度の改善を求める意見書	令和4年 6月17日	令和4年 6月17日	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
報告 5	令和3年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	受理
報告 6	令和3年度内子町一般会計事故繰越計算について	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	受理
報告 7	令和3年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	受理
報告 8	令和3年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	受理
議認 1	内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	原案可決
議認 2	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	原案可決
議認 3	令和3年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて	令和4年 6月8日	令和4年 6月9日	原案可決
議案 32	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和4年 6月8日	令和4年 6月17日	原案可決
議案 33	内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 6月8日	令和4年 6月17日	原案可決
議案 34	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について	令和4年 6月8日	令和4年 6月17日	原案可決
議案 35	内子町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	令和4年 6月8日	令和4年 6月17日	原案可決

令和４年６月第１２５回内子町議会定例会

議案 ３６	内子町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ３７	内子フレッシュパークからりの指定管理者の指定について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ３８	内子町小田の郷せせらぎの指定管理者の指定について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ３９	内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４０	第８号 令和４年度電子黒板購入に係る物品購入契約について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４１	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４２	令和４年度内子町一般会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４３	令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４４	令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４５	令和４年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４６	令和４年度内子町水道事業会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４７	令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第１号）について	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月１７日	原案可決
議案 ４８	令和４年度内子町一般会計補正予算（第２号）について	令和４年 ６月１７日	令和４年 ６月１７日	原案可決

３．請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和４年 請願受理 １	介護保険制度の改善を求める請願 （産業建設厚生常任委員会付託のもの）	令和４年 ６月８日	令和４年 ６月９日	採択

議員提出議案

発議第3号

介護保険制度の改善を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和4年6月17日提出

提出者 内子町議会 産業建設厚生常任委員会

委員長 泉 浩壽

(提出の理由)

創設から22年目を迎える介護保険制度について、利用者負担や社会保険料の増加が、国民・企業にとっても大きな負担となっていることから、介護保険制度の給付と負担を見直し、あわせて、介護人材確保のために介護報酬の改定と介護職員の処遇改善をするよう、国及び政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、その創設から22年目を迎え、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、高齢化に伴い介護費用の総額も制度創設時の約3倍の11.7兆円になりました。65歳以上が対象の第1号被保険者保険料は、全国平均6,014円に達し、創設時の2倍を超えています。

今後、高齢人口が2040年にピークを迎えると言われる状況の中で、国民の大部分を占める低・中所得者層の利用者負担や社会保険料の増加は、高齢者のみならず現役世代・中小企業にとっても大きな負担となっています。また、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、介護職員の処遇改善は介護人材確保対策の最も重要な柱で継続的な取り組みが必要です。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念とし、要介護状態などの軽減、悪化の防止に資するよう、必要な保険給付などを行うものです。

今後の高齢化社会に向けて、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなると考えられることから、国及び政府においては、下記事項について取り組まれるよう強く求めます。

記

1. 今後特に低・中間所得層の負担増を抑えるよう国費を投入し、給付と負担の見直しを行うこと。

２．介護人材確保のため、介護報酬の改定など、介護職員の処遇改善を継続的かつ着実にを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和４年６月１７日

愛媛県内子町議会
